

教育振興基本計画（抜粋）
（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）

第 1 部 我が国における今後の教育政策の方向性

V. 今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点

2. 教育投資の在り方

（1）教育投資の意義

- 教育は、個人の社会的自立の基礎を築き幸福を実現するもの（例：知識技能や社会性などの獲得を通じた失業リスクの軽減、所得向上、健康増進など）であると同時に、教育の成果は、教育を受けた本人のみならず広く社会全体に還元され、社会の安定や維持・発展の原動力となる（例：社会全体の知的ストックの増大による経済活性化、所得分配の公平化による格差是正、社会の安定性確保、社会的課題の解決、更なる知的活動の増進など）⁶¹。
- また、Ⅲで記したように、これからの社会における重要なテーマである人生100年時代や超スマート社会（Society 5.0）の実現に向けては、教育が果たしていく役割はこれまで以上に大きく、全ての人の「可能性」と「チャンス」を生涯を通じて最大化する教育を実現するため、教育への効果的な投資を図る必要がある。
- 教育への投資は個人及び社会の発展の礎となる未来への投資であり、必要な教育投資については、学習者本人のみならず社会全体で確保することが必要である。
- その際、教育投資には、国や地方公共団体による公財政支出、家計による負担に加え、様々な形での寄附や、広い意味では、社会関係資本を基盤としたボランティアなどの人的貢献、企業の教育面におけるCSR活動など民間団体等の自発的取組などが含まれることに留意が必要である。
- 特に、我が国は、諸外国と比較した場合、寄附が少ない現状にあり、教育機関においても寄附を行おうとする個人・企業・団体等の意欲を喚起するよう努める

⁶¹ ここでいう「投資」の効果には、例えば、所得の向上や税収の増加、経済・産業の国際競争力向上、社会保障費等の支出抑制、知識技能・規範意識の育成、社会の安定性・一体性の確保、治安の改善など、「経済的效果」のみならず「社会的効果」も含まれ、広範な直接的あるいは間接的な効果が想定されることに留意が必要である。

ことなどにより、寄附文化を醸成する必要がある⁶²。また、今日においては、かつて地域コミュニティなど学校以外が担っていた教育的な機能が弱くなっており、その分、学校に求められる役割が大きくなりがちとの指摘もある。このような点も踏まえつつ、社会全体で教育を支える環境を醸成することにより、教育への投資の充実を図る必要がある。

（2）第 2 期計画までの教育投資の状況

- 第 2 期計画においては、今後の教育投資の方向について、直面する教育上の諸課題に対応するため、特に
 - ・協働型・双方向型学習など質の高い教育を可能とする環境の構築
 - ・家計における教育費負担の軽減
 - ・安全・安心な教育研究環境の構築（学校施設の耐震化など）の諸点を中心に教育投資の充実を図ることとされた。また、教育の再生は最優先の政策課題の一つであって、欧米諸国を上回る質の高い教育の実現を図ることが求められていることなどを踏まえ、「OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考」とし「必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保していくことが必要」とであるとされた。
- また、平成27（2015）年7月には、教育再生実行会議により「教育立国実現のための教育投資・教育財源の在り方について（第8次提言）」（以下「第8次提言」という。）が取りまとめられた。第8次提言においては、教育投資の効果や社会が抱える課題を踏まえ、これからの時代に必要な教育投資について、
「（1）全ての子供に挑戦の機会が与えられる社会を実現する、（2）あらゆる教育段階を通じて「真の学び力」を培う、（3）「真の学び力」を基に、実社会で活躍できる資質・能力を育成する、（4）学校が地域社会の中核になる」の4つの観点が示されるとともに、「幼児教育の段階的無償化及び質の向上」、「高等教育段階における教育費負担軽減」については、優先して取り組む必要があるとの提言がなされた。
- これらを踏まえた取組の結果として、「Ⅱ. 教育をめぐる現状と課題」の「1. これまでの取組の成果」において述べたような種々の成果が挙がってきている。特に、第2期計画において教育投資の中心として位置付けられた諸点に関しては、子ども・子育て支援新制度に基づく幼児教育・保育・子育て支援の更なる向上、学校

⁶² 寄附金総額の対GDP比は、日本0.18%、米国2.01%、英国0.75%となっている（いずれも2011年の数値、内閣府公表資料）。また、我が国の大学の収入に占める寄附の割合は、国立2%、公立1%、私立1%であるが（2015年度の数値）、米国は州立で2%、私立で11%（2014年）、ドイツは州立で17%、私立で5%（2013年）、英国が州立で1%（2015年）となっている。（文部科学省調べ）

の指導・事務体制の効果的な強化、学修支援環境整備に取り組む大学への支援、幼児教育の無償化の推進、高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金制度の創設、所得連動返還型奨学金制度・給付型奨学金制度の創設、学校施設の耐震化推進などについて、年々財政状況が厳しくなる中であっても必要な財源を確保し、取組を進めてきている⁶³。

- 教育投資に関する国際的な状況について見ると、公財政教育支出総額については、例えば、GDP（国内総生産）比で見た場合、就学前教育段階から高等教育段階までについて、OECD諸国の平均が5.3%であるのに対して我が国は3.5%（いずれも平成26（2014）年度）となっている⁶⁴。また、在学者一人当たりの公財政教育支出額で見ると、就学前教育段階から高等教育段階までについて、OECD諸国の平均9,425ドルであるのに対して我が国は8,747ドル（いずれも平成26（2014）年度）となっている⁶⁵。また、国民負担率は、OECD諸国の平均50.9%であるのに対して、我が国は42.2%である。こうしたデータは、全人口に占める在学者数の割合、一般政府総支出の国力に対する規模やGDPの規模など様々な要素を勘案する必要があり⁶⁶、単純に判断することはできないが、政府においては、現下の様々な教育課題

⁶³ 平成24（2012）年9月には、「社会権規約」（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約）中、後期中等教育及び高等教育の「無償教育の漸進的導入」に係る既定の適用留保を撤廃しており、高等学校等就学支援金を創設するなど、高等学校等の教育費負担の軽減を図ってきている。

⁶⁴ 教育機関に対する支出と教育機関以外に対する支出の合計の数値である。

⁶⁵ 教育機関に対する支出と教育機関以外に対する支出の合計の数値である。

⁶⁶ ＜公財政教育支出のGDP比（平成26（2014）年度）＞

（教育機関への支出と教育機関以外への支出（奨学金等）の合計）

※全教育段階、小学校就学前教育段階は文部科学省による試算

・全教育段階	日本：3.5%	OECD平均：5.3%
・小学校就学前教育段階	日本：0.1%	OECD平均：0.5%
・初等中等教育段階	日本：2.7%	OECD平均：3.4%
・高等教育段階	日本：0.7%	OECD平均：1.3%

（出典）「図表でみる教育（2017年版）」（OECD）

※国により、各教育段階の制度や対象範囲が異なることに留意が必要。

＜在学者一人当たり公財政教育支出（平成26（2014）年度）（GDP購買力平価による米ドル換算）＞

（教育機関への支出と教育機関以外への支出（奨学金等）の合計）※文部科学省による試算

・全教育段階	日本：8,747ドル	OECD平均：9,425ドル
・小学校就学前教育段階	日本：2,997ドル	OECD平均：7,399ドル
・初等中等教育段階	日本：9,231ドル	OECD平均：9,211ドル
・高等教育段階	日本：9,620ドル	OECD平均：13,148ドル

に対応し、所要の施策を講じるために引き続き必要な教育投資を確保する必要がある。

（3）教育投資に関する最近の動向

- 平成29（2017）年12月には、「人生100年時代構想会議」における議論も踏まえ、政府の「新しい経済政策パッケージ」（以下「政策パッケージ」という。）が取りまとめられた。政策パッケージにおいては、以下のような内容が盛り込まれた。

- ・ 幼児教育の無償化については、子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、一気に加速する。広く国民が利用している3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。なお、

（出典）「図表でみる教育（2017年版）」（OECD）、OECD.Stat

※国により、各教育段階の制度や対象範囲が異なることに留意が必要。

＜学校教育費等の公私負担割合（平成26（2014）年度）＞

・小学校就学前教育段階	日本：公費46%，私費54%
	OECD平均：公費83%，私費17%
・初等教育段階	日本：公費99%，私費1%
	OECD平均：公費93%，私費7%
・前期中等教育段階	日本：公費94%，私費6%
	OECD平均：公費93%，私費7%
・後期中等教育段階	日本：公費82%，私費18%
	OECD平均：公費88%，私費12%
・高等教育段階	日本：公費34%，私費66%
	OECD平均：公費70%，私費30%

（出典）「図表でみる教育（2017年版）」（OECD）

※国により、各教育段階の制度や対象範囲が異なることに留意が必要。

＜総人口に占める在学者の割合（平成26（2014）年度）＞※文部科学省による試算

・日本：15.2% OECD平均：21.5%

（出典）「図表でみる教育（2017年版）」（OECD）、OECD.Stat

＜国民負担率・租税負担率（対所得比）の状況（平成26（2014）年度）＞

・国民負担率 日本：42.2% OECD平均：50.9%

・租税負担率 日本：25.0% OECD平均：36.7%

（出典）日本：「国民経済計算」（内閣府）等、諸外国：「Revenue Statistics」「National Accounts」（OECD）

子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、公平性の観点から、同制度における利用者負担額を上限として無償化する。

- 高等教育の無償化については、低所得者層の進学を支援し、所得の増加を図り、格差の固定化を解消することが少子化対策になるとの観点から、また、真に支援が必要な子供たちに対して十分な支援が行き届くよう、支援措置の対象は、低所得世帯に限定する。
- そのうち、授業料の減免措置については、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校（（3）においては以下「大学等」という。）に交付することとし、学生が大学等に対して授業料の支払いを行う必要がないようにする。住民税非課税世帯の子供たちに対しては、国立大学の場合はその授業料を免除する。また、私立大学の場合は、国立大学の授業料に加え、私立大学の平均授業料の水準を勘案した一定額を加算した額までの対応を図る。1年生に対しては、入学金についても、免除する⁶⁷。
- また、給付型奨学金については、学生個人に対して支払うこととする。これについては、支援を受けた学生が学業に専念できるようにするため、学生生活を送るのに必要な生活費⁶⁸を賄えるような措置を講じる。在学中に学生の家計が急変した場合も含め対応する。
- さらに、全体として支援の崖・谷間が生じないように、住民税非課税世帯に準ずる世帯の子供たちについても、住民税非課税世帯の子供たちに対する支援措置に準じた支援を段階的に行い、給付額の段差をなだらかにする。
- 年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化（現行の高等学校等就学支援金の拡充）については、消費税使途変更による、現行制度・予算の見直しにより活用が可能となる財源をまず確保する。（具体的には、平成29（2017）年度予算ベースで、①住民税非課税世帯については、実質無償化、②年収約350万円未満⁶⁹の世帯については、最大35万円の支給、③年収約590万円未満⁷⁰の世帯については、最大25万円の支給ができる財源を確保する。）

⁶⁷ 国立大学の入学金を上限とした措置とする。

⁶⁸ 他の学生との公平性の観点も踏まえ、社会通念上常識的なものとする。例えば、（独）日本学生支援機構「平成24年、26年学生生活調査」の経費区分に従い、修学費、課外活動費、通学費、食費（自宅外生に限る。）、住居・光熱費（自宅外生に限る。）、保健衛生費、授業料以外の学校納付金等を計上、娯楽・嗜好費を除く。併せて、大学等の受験料を計上する。

⁶⁹ 市町村住民税所得割額が51,300円未満をいう。

⁷⁰ 市町村住民税所得割額が154,500円未満をいう。

- その上で、消費税使途変更後の平成32（2020）年度までに、現行制度の平年度化等に伴い確保される財源など、引き続き、政府全体として安定的な財源を確保しつつ、家庭の経済状況にかかわらず、幅広く教育を受けられるようにする観点から、年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現する。

- 政策パッケージに充てる1.7兆円程度については、幼児教育の無償化等を中心に支出する一方、高等教育への支援については、少子化対策に資する観点から、高額な授業料負担が出生率の向上に関するネックとなっている低所得者層の支援に限定する。

○ その後、平成30（2018）年6月には、「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、幼児教育の無償化の対象範囲や、高等教育の無償化の具体的措置（支援の対象者や大学等の要件等）について、取りまとめがなされた⁷¹。

（4）本計画期間における教育投資の方向性

- 平成30（2018）年度からの本計画の期間においては、Ⅱの「教育をめぐる現状と課題」、Ⅲの「2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項」、Ⅳの「今後の教育政策に関する基本的な方針」に沿って、関係府省が連携し、所要の施策を推進する必要がある。

（政策パッケージ等に基づく教育費負担軽減の着実な実施）

- 「政策パッケージ」や「経済財政運営と改革の基本方針2018」に盛り込まれた内容は、Ⅳで述べた「今後の教育政策に関する基本的な方針」の「4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する」上で重要な「家計における教育費負担の軽減」の実現に大きく寄与するものであることから、本計画期間においては、その着実な実施が重要な課題であり、必要な制度改革などの取組を行う。

（各教育段階における教育の質の向上）

- あわせて、来るべき人生100年時代や超スマート社会（Society5.0）の実現などⅢで述べた今後の社会を展望しつつ、世界最高水準の教育を通じた人づくりを推進するためには、就学前教育、義務教育、後期中等教育、高等教育の各段階、さらには、生涯にわたって質の高い学びを重ね、人間の「可能性」を最大化することが必要である。このため、特に、以下のような視点を中心として、各教育段階における

⁷¹ 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）。

教育の質を向上させるために必要な教育投資を確保する必要がある。

- 初等中等教育段階においては、新しい時代に求められる資質・能力の育成に向けた新学習指導要領の円滑な実施や学校における働き方改革の実現を目指し、学校指導体制・指導環境の整備を図る必要がある。特に、子供をめぐる教育課題に学校が適切に対応していくためには、その指導・運営体制を効果的に強化するとともに、地域住民との連携、協働を含めた学校運営の改善を図ることが重要である。
- そのため、適正な勤務時間管理の実施、業務の役割分担・適正化を進めつつ、平成29（2017）年の義務標準法改正による基礎定数化⁷²を着実に進めるとともに、予算の裏付けのある教職員定数の中期見通しを策定し、専門スタッフ・外部人材の活用などを推進すること等も通じて、「チーム学校」を実現していくことが必要である。
- また、学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、地域コミュニティの拠点でもあり、災害時には避難所ともなることから、その安全性を確保することが重要である。このため、教育環境の質的向上を図りつつ、長寿命化改修を中心とした計画的な老朽化対策を進めることが急務である。
- 高等教育段階においては、教育の質を保証し、大学等に進学する学生が、組織的・体系的な質の高い教育を受けられるようにするための大学改革を徹底するとともに、大学教育の成果指標の開発と情報公開の推進、教育研究の質的向上のための条件整備を進めることが重要である。大学の教育研究条件の向上に向け、国立大学法人運営費交付金や私学助成について、大学改革や教育研究の質の向上のためのメリハリを強化し、適切な措置を図りつつ、多元的な財政基盤の確立を進める必要がある。
- また、大学において国際競争力のある質の高い研究成果が生み出され、我が国の成長を支える質の高い人材が育成されるよう、大学改革を進める中で、大学の研究体制の強化、若手研究者の安定的雇用の確保を図るとともに、大学院修了後のキャリアパスの明確化や構築に関する取組をさらに促した上で、優秀な博士課程学生に対しては、支援を図る必要がある。

⁷² 義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第5号）により、従来加配で措置されてきた①障害のある児童生徒への特別の指導（通級による指導）、②日本語能力に課題のある児童生徒への指導、③初任者研修、④指導方法工夫改善加配（一部）の教員について、基礎定数化（①～③については、平成29（2017）～38（2026）年度の10年間で段階的に実施。）。

- 加えて、人生100年を見据えたライフサイクルの中で、社会人が生涯を通じて学び職業に必要な能力を身に付けることができるよう、様々なニーズに対応できる社会に開かれた高等教育を実現していくためのリカレント教育の環境整備が必要である。
- 大学施設は、創造性豊かな人材養成、独創的・先端的な学術研究の推進など大学等の使命を果たす基盤として重要な役割を担うものであり、多様で質の高い教育研究を展開できるよう、改修等の施設整備を計画的・重点的に進めることが重要である。
- 以上を踏まえ、本計画期間内においては、上述した教育の姿の実現に向けて、OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、第2部において掲げる目標の達成や施策の実施に必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保していくことが必要である。

(5) 国民の理解醸成

- 教育の充実に当たっては、我が国の厳しい財政状況に鑑み、国の財政運営の方針と整合性を取りながら、必要な投資や財源の確保を行っていく必要がある。その際、教育段階に応じた多様な費用負担の在り方についてさらに検討を深めるとともに、限られた財源を効率的に活用して投資効果を最大化する観点から、客観的な根拠に基づくPDCAサイクルを徹底し、既存の施策や制度の不断の見直しを行うことが重要である。あわせて、寄附の促進や大学と企業との共同研究の促進など民間資金の活用を含む様々な方策に取り組むことが重要である⁷³。
- また、広く国民の間で教育の意義や、教育投資を行う各施策に対する理解・協力を得ることが重要であり、このためにも、各種教育施策の効果を専門的・多角的に分析、検証するための体制の整備等を進め、不断の改革・改善を徹底するとともに、教育政策の効果を広く社会へ発信していく必要がある。
- これまでも政府は、誰もが生きがいを持って生活を送れるようにするために、一億総活躍社会の実現や働き方改革に取り組み、「人への投資」に力を入れてきたところである。このことも踏まえ、子供たちを含め、誰もが将来への希望を持って、生涯を通じて必要な学習を行い、自己を高め活躍することのできる社会を実現することが重要である。

⁷³ 例えば、国立大学法人においては、平成28（2016）年に国立大学法人法を改正し、土地等の第三者への貸付け、寄附金等の自己収入の運用対象範囲の拡大、指定国立大学法人による研究成果の活用のための出資対象範囲の拡大のための制度改正が行われた。

教育立国実現のための教育投資・教育財源の在り方について (第八次提言) (抜粋) (平成27年7月8日教育再生実行会議)

2. これからの時代に必要な教育投資

1. で述べた教育投資の意義や効果を踏まえ、これまでの7次にわたる提言の内容を実現し、実際の教育活動をより良いものとするとともに、我が国の持続的な成長・発展につなげるためには、次に掲げる方向性で教育投資を充実することが不可欠です。

特に、我が国にとっての喫緊の課題である少子化の克服や世代を超えた貧困の連鎖の解消に大きく貢献する、「幼児教育の段階的無償化及び質の向上」、「高等教育段階における教育費負担軽減」については、優先して取り組む必要があります。

その際、我が国の厳しい財政状況に鑑み、限られた財源を効率的に活用する観点からも、優先的・重点的に投資すべき事項を明らかにし、その投資効果を最大化することは重要です。このために、科学的な手法に基づき予算と成果をチェックするなどエビデンスに基づいたPDCAサイクルを徹底する必要があります。教育・学習の多様性・非定型性等を十分に踏まえつつ、関係者、地方公共団体の実態の把握も重要です。また、財源の確保のほか、必要に応じ、制度上の課題について検討を進めることも必要です。

(1) 全ての子供に挑戦の機会が与えられる社会を実現する

生まれた家庭の経済状況等にかかわらず、全ての意欲と能力のある子供達が希望する教育を受けられるようにすることは、我が国の持続的な成長・発展を支える全員参加型社会の基盤です。親の貧困により、夢と志に挑戦する機会を奪われることのないよう、社会全体で幼児期から高等教育段階まで切れ目のない支援をしていくことが必要です。

幼児期の教育は、生涯にわたる学びと資質・能力の向上に大きく寄与するものです。質の高い幼児教育を受ける機会が保障されることにより、全ての子供達が共通のスタートラインに立つことができるようにする必要があります。加えて、子供を取り巻く環境が多様となり、施設にいる時間の長短など様々な条件の子供たちがいる状況においても、保護者の願いや選択に応じて特色ある質の高い幼児教育の場が確保されるよう支援していく必要があります。教育関係者等による「仁川宣言」では、各国において、9年間の無償の義務教育に加え、小学校入学前にも1年間の無償で義務的な教育を提供することが奨励されています。

また、経済的に厳しい状況に置かれた家庭の生徒の大学進学率は、他と比較して低くなっています。これからの時代を見据え、意欲と能力のある全ての子供達が社会で求められる力を修得するため、高等学校在学時に予約可能な奨学金の充実を図るなど安心して高等教育段階へと進めることができるようになる必要があります。

子供が一人増えるごとに親の経済的負担が大きくなるのが、少子化の一因となっています。教育費負担軽減策を講じることにより、子供をもう一人という家庭の

希望を叶え、少子化の進展に歯止めをかけることにつながります。

不登校の子供にも、平等に挑戦の機会が与えられるとともに、障害のある子供がその持てる力を高めるために必要な教育を受けられる社会を実現することが重要です。また、外国籍の子供にも配慮することも必要です。このため、多様な教育機会の確保のための施策を推進する必要があります。

<具体的な施策と試算¹¹⁾の例>

○幼児教育の段階的無償化及び子ども・子育て支援新制度に基づく幼児教育等の質の向上 約1兆円¹²⁾

- ・3歳から5歳児の幼児教育を無償化
- ・子ども・子育て支援新制度に基づく、幼児教育・保育・子育て支援の更なる「質の向上」（職員の配置や処遇の改善等）

○高等学校教育段階における教育費負担軽減 約0.5兆円¹³⁾

- ・授業料以外の負担の一層の軽減（高校生等奨学金給付金の拡充）
- ・授業料負担の一層の軽減（高等学校等就学支援金の拡充）等

○高等教育段階における教育費負担軽減 約0.7兆円

- ・大学生等における奨学金の充実（有利子奨学金の完全無利子化、より柔軟な所得連動返還型奨学金制度の導入等）
- ・大学生、専門学校生等の授業料等負担の軽減

○フリースクールを含めあらゆる子供の教育機会を確保するための支援

(2) あらゆる教育段階を通じて「真の学ぶ力」を培う

「真の学ぶ力」を培うために必要なのは、知識・技能を駆使して、失敗を恐れず積極的に実践し、失敗から原因を分析して次につなげる経験を積んでいく体験型・

¹¹⁾ これらの施策と試算は、これまでの教育再生実行会議の7次にわたる提言を実行するために、考えられる施策や国・地方を通じて追加的に必要となる金額を試算し、例示したもの。直ちに全ての施策を実現することを前提とするものではない。試算額は、現段階で試算可能なもののうち、相当規模の投資が必要な項目のみ記載している。また、試算は、主に、現在の学校数や児童生徒数等を基礎として行ったものであり、今後の児童生徒数の減少等により試算額は変化し得る。

¹²⁾ 子ども・子育て支援新制度に基づき消費税より充当される0.7兆円程度とは別に更なる「質の向上」のために必要な額（0.3兆円超程度）と、幼児教育の無償化に必要と試算された額（約0.7兆円）を合算したもの。

¹³⁾ 高校生等奨学金給付金の支給対象を非課税世帯から590万円未満世帯（高等学校等就学支援金の加算対象世帯）へ拡大し、給付額を拡充した場合の試算。

課題解決型の学習です。

こうした学びを実現するためには、小・中・高等学校から大学までを通じて、教育内容や方法を抜本的に革新することが不可欠です。特別支援教育や日本語指導が必要な児童生徒、いじめ・不登校・暴力行為への対応など、複雑・困難化し増加している課題に対応しつつ、このような革新的な教育内容・方法が各学校において効果的に実践されるためには、全ての教師が自らの指導力を向上させ、それを十分に発揮できるよう、教師が生徒一人一人にしっかりと向き合い主体的・協働的な学びを実施するための指導体制の充実や、校内研修をはじめとした研修環境の整備や新たな教育課題に対応した教師養成の充実、学習手段として重要性を増すICTの環境整備が必要です。

特に、少子化による児童生徒数の減少、学校規模適正化の進展を踏まえる必要がある一方、生産年齢人口が減少する中、一人一人の生産性を高めるためには、イノベーションを生み出す教育の実現に向けた教育体制の充実が不可欠であり、教師の養成・採用・研修の改革とともに、教職員定数について見通しを示し、これに基づいて計画的に教職員の採用・育成・配置を行うことが求められます。また、教職を魅力あるものとし、教師に優秀な人材を確保するためには、人材確保法の初心に立ち返った処遇の確保や、勤務環境の改善なども必要です。あわせて、教師が「真の学ぶ力」を培う指導に専念するためにも、多様な課題を抱えるようになった学校に、教師に加え、多様な専門人材を配置し、「チーム学校」として学校の組織力・教育力を高めることも重要です。

また、大学においても、主体的・協働的な学びを展開するため、大学教員やTA（ティーチング・アシスタント）などの教育体制の充実が求められます。

<具体的な施策と試算の例>

- 教育内容・方法の革新による「真の学ぶ力」の育成や複雑・困難化する教育課題等に対応した指導体制の整備、「チーム学校」の推進など教育体制の構築
- 教育の革新を実践できる教師の養成・採用・研修の改革

約0.2 兆円

- 高等学校教育・大学教育・大学入学者選抜の一体的改革

- ICT活用による学びの環境の革新

約0.2 兆円

(3) 「真の学ぶ力」を基に、実社会で活躍できる資質・能力を育成する

グローバル化が急速に進展する一方、我が国では生産年齢人口が大幅に減少していく中で、経済成長を持続していくには、イノベーションの創出を活性化させるとともに、人材の質を飛躍的に高める必要があります。

そのためには、(2)で述べた「真の学ぶ力」を基に、産業構造の変化や技術革新に対応した技術力や実践力、国際的素養などの高い付加価値を身に付けた人材（イノベーション創出人材やグローバル・リーダー、社会的需要に応じた質の高い職業人など）の育成に力を入れることが一層求められ、大学・大学院等においては、教育の質的転換を更に進め、これからの時代の予測しがたい変化にも対応できる人材を育成する機能を強化することが必要です。特に、国立大学は新たな経済社会を展望した大胆な発想の転換の下、学問の進展やイノベーション創出に貢献し、社会を牽引する人材を輩出する組織へと自己改革する必要があります。また、大学全体の約8割を占める私立大学についても、私学助成の充実など財政的基盤の確立を図りつつ、教育の質的転換のための全学的な体制構築、地域や産業界と連携した教育研究、グローバル化への対応などの教育改革を推進することが必要です。

<具体的な施策の例>

- 卓越大学院（仮称）の形成や成長分野を支える専門職業人養成など社会を牽引する人材育成のための大学・大学院等の機能強化

- 意欲と能力ある若者の留学促進及び優秀な外国人留学生の戦略的な受入れ

- ・日本人の海外留学（目標12 万人）
- ・外国人留学生の受入れ（目標30 万人）

- 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化

(4) 学校が地域社会の中核になる (略)

3. 教育財源確保のための方策

2. で述べた教育投資の充実は、社会保障費の増大と国の債務が増え続ける、現在の我が国の厳しい財政状況の中で、「経済・財政再生計画」との整合性を図りながら、進めていく必要があります。

また、我が国の公財政支出の現状は、人口動態を反映し、子供や子育て世代と比べ、高齢者世代に著しく手厚くなっています。義務教育費について、1990年代以降、高齢化率が高い市町村ほど、子供一人当たりの義務教育費が減少する傾向があるという分析結果¹⁵もあります。近年、高齢者の貧困率は低下している一方、子供や子育て世代の貧困率が上昇している¹⁶ことも踏まえ、人口構成の変化に対応しながら資

¹⁵ 「人口高齢化と義務教育費支出」（大竹文雄・佐野晋平、大阪大学経済学、2009）

¹⁶ 全国消費実態調査の可処分所得による貧困率の分析によれば、1980年代においては、高齢層での

源配分の重点を高齢者から子供や子育て世代にシフトしていくという視点を持つことが重要です。

このようなことを踏まえて、教育財源の確保を図っていく必要がありますが、それに当たっては、まず、既存の施策や制度を効果的・効率的な実施の観点から絶えず見直したり、優先順位付けを行ったりして、予算の質の向上・重点化に取り組むことや民間資金の効果的な活用を図ることが求められます。また、ICT環境や教材の整備、教師以外の人材（JET-ALTなど）の配置など、地方財政措置が講じられている経費に関しては、「教育のIT化に向けた環境整備4か年計画」、「義務教育諸学校における新たな教材整備計画」等に基づき、計画的な整備が行われるよう、地方公共団体における理解の醸成に努め、地域の実情に応じた予算化を推進することも重要です。地方公共団体においては、総合教育会議における協議・調整を経て、教育行政の大綱の中で、教育環境の計画的な整備について規定するなど、積極的な取組が期待されます。

以上のようなことに最優先で取り組んだ上で、それでも十分な財源を確保できない場合には、税を通じた財源確保について検討していくことも必要です。

（１） 民間資金の活用による財源確保

公財政による教育投資を補完するものとして、民間資金の活用も重要です。教育活動への寄附や奨学金の支給を行いたいという個人や団体の志を最大限いかす観点から、以下のような取組を進める必要があります。

○ 寄附金税制やふるさと納税等の措置については、これまでに様々な拡充が図られてきている。教育機関や地方公共団体、独立行政法人日本学生支援機構等は、こうした仕組みを一層活用し、特色ある教育活動や奨学金等による家計負担の軽減のために必要な財源の確保に積極的に取り組む。国は、これらの取組を促進するため、寄附募集の広報・周知や税制措置の普及啓発、先進事例の紹介等に取り組む。

また、大学においては、寄附金収入の拡大に向けて、専門スタッフの配置などの体制整備を図るとともに、国は、国立大学法人における個人からの寄附に係る所得控除と税額控除の選択制の導入など、寄附金税制の一層の拡充について検討する。

○ 教育活動や進学等費用の支援のため、資金を提供する個人や団体の取組を称えるとともに、社会に広く認知されるような仕組みの活用を推進していくことが重要で

貧困率の高さが目立ったが、1990年代以降は高齢層の貧困率は低下し、その一方で、特に1990年代後半以降、20歳代、30歳代の貧困率の高まりと同時に、その子供の年齢層である10歳未満、中でも5歳未満の子供貧困率が上昇してきた。近年では、5歳未満の子供が相対的貧困率が最も高い年齢グループになっている。（「最低賃金と貧困対策」（大竹文雄、『RIETI Discussion Paper Series 13-J-014』（独）経済産業研究所、2013））

ある。例えば、公益財団法人日本国際教育支援協会は寄附者の名称等を冠した奨学金を設立しており、国、地方公共団体は、このような取組を積極的に広報・支援していく。

○ 大学における民間資金の導入拡大を図るため、国、大学は、民間企業との共同研究を促進するとともに、研究者等が大学や公的研究機関、民間企業等の間で、それぞれと雇用関係を持ち、各機関の下で業務を行うことができるクロスアポイントメント制度の導入を促進する。また、国立大学法人の資産運用の弾力化について検討する。

（２） 税制の見直しと教育投資

2. で述べた幼児教育や高等教育に係る家計負担の軽減策といった施策を進めることに加え、税制についても、将来の成長の担い手である若い世代に光を当て、夫婦共働きで子育てをする世帯にとっても、安心して子育てできる、また、格差が固定化せず、若者が意欲を持って働くことができ、持続的成長を担える社会の実現を目指す観点から、改革を進める必要があります。

このため、「経済・財政再生計画」に盛り込まれた税制の構造改革について、特に、以下の取組を進めることが期待されます。

- ・ 成長の担い手である若い世代を含む低所得者層に対しては、勤労意欲を高め、安心して子供を産み育てることができる生活基盤の確保を後押しする観点、女性の活躍推進・子供子育て支援の観点等も踏まえつつ、個人所得課税等の在り方を見直す。
- ・ 資産格差が次世代における教育等の機会格差につながることを避ける観点から、資産課税等の在り方を見直す。

また、先進諸国では、公財政教育支出が高い水準にある国は租税負担率も高いという相関が見られます。歳出効率化の取り組みを継続しつつ、中長期的には、教育関係者のみならず幅広い国民の理解を得た上で、税を通じて広く社会全体で教育財源を負担することも検討すべきです。例えば、将来的に、消費税の見直しを検討されるのであれば、次世代に負担を先送りしている現状を転換し、受益と負担のバランスのとれた社会保障制度を構築した上で、税収の使途を年金・医療・介護・少子化対策に加え、「教育」にも広げることを検討することも考えられます。

4. 国民の理解を得るための方策

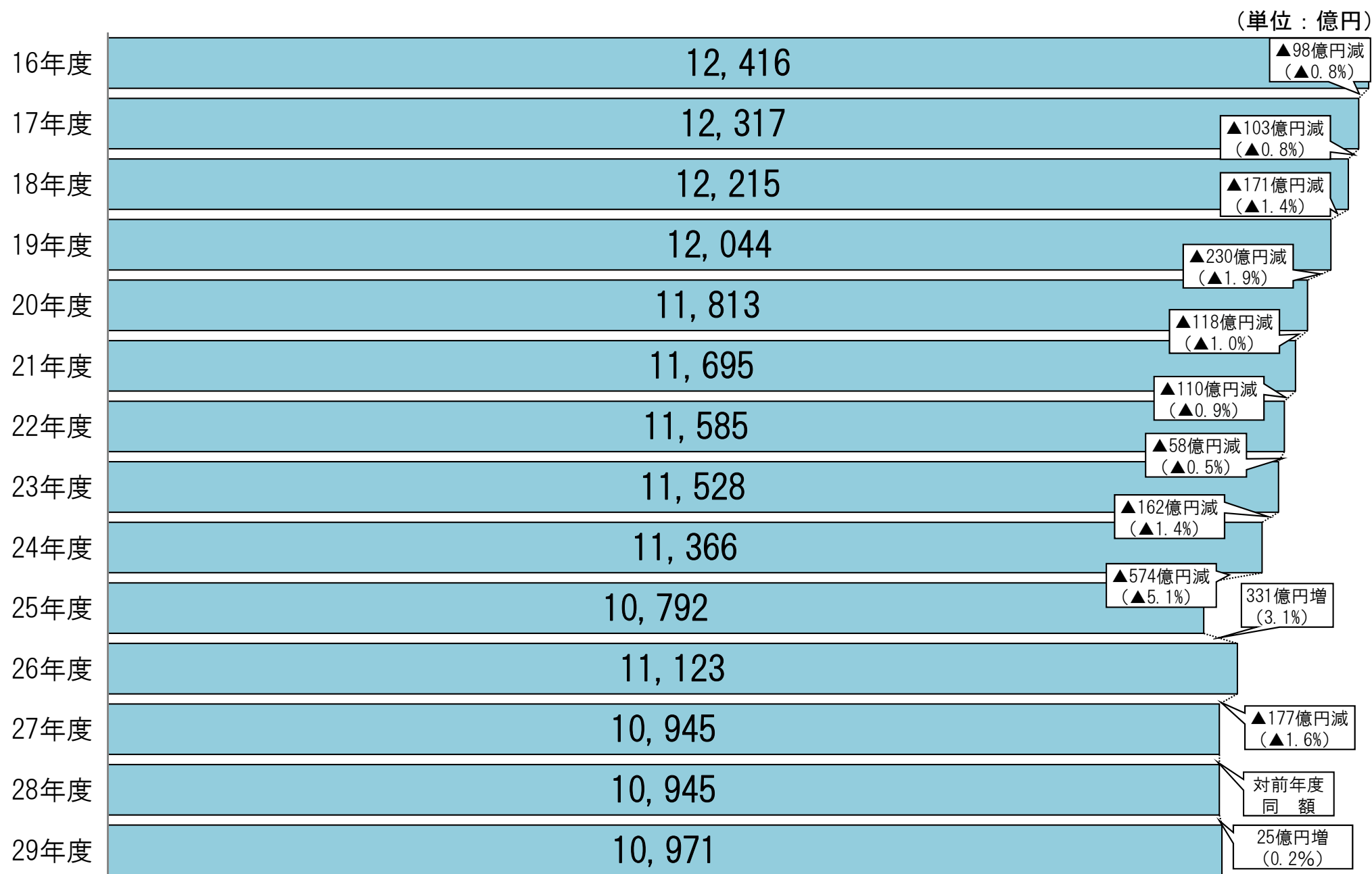
3. で述べた教育財源確保のための方策を実現するためには、広く国民の間で、教育投資の効果や必要性について認識が共有され、「教育は未来への先行投資である」という理解が醸成されていることが不可欠です。このため、政府において、以下のような取組を行い、国民的な議論を深めていくことが必要です。

- 教育投資やその財源の在り方について、世代を超えた国民全体での議論に資するよう、国は、世代ごとの国民負担と各種サービスに係る公財政支出の状況を明らかにし、国民の意識啓発を図りながら、公財政支出の世代間の配分の見直しを促進する方策について検討する。
- 教育投資の充実に当たっては、既存の施策も含め、各種教育施策の社会経済的効果を検証し、より効果的・効率的な施策の立案にいかしていくサイクルを確立することが不可欠である。このため、国は、各種教育施策について、その効果を専門的・多角的に分析、検証するための体制を整備するとともに、施策間の優先順位付けを行う。
- 上記の世代別の負担と公財政支出の状況や、各種教育施策の社会経済的効果の検証の結果を国全体の財政状況とともに、社会に対して情報を開示、発信していきながら、それぞれの教育投資の効果や必要性等について議論を深め、理解を醸成するための国民との対話やシンポジウムを全国各地で開催し、国、地方公共団体、産業界、教育界が一体となって、社会全体で教育投資のための負担を分かち合うことの理解の醸成を図る。

論点4-(2) 高等教育 ＜若手研究者の処遇＞

- 大学の財務基盤のあり方と、若手研究者の待遇や博士課程の入学者の確保について、どのように考えるか。

①－1 国立大学法人運営費交付金（予算額推移）

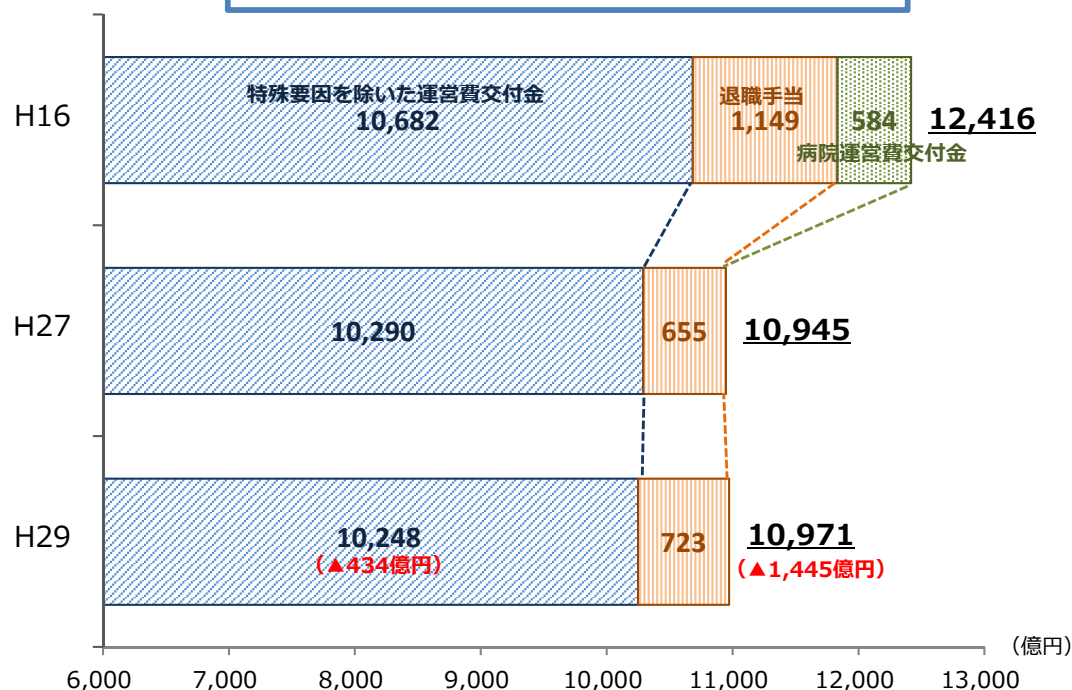


①－２ 国立大学法人運営費交付金(法人化以降の国立大学に対する支援)

- 国立大学法人運営費交付金は、平成16年度の法人化以降▲1,400億円程度減額されているとの指摘がある。しかしながら、
- ・ 附属病院の赤字解消（▲584億円）、退職手当の減（▲427億円）という特殊要因を除くと、▲434億円（▲3.5%）の減に留まっていること、
 - ・ この間、入学者数が▲4.0%（18歳人口は▲15%）減少したこと、
 - ・ 国立大学に対する補助金等は約1,000億円増加したこと
- を勘案する必要がある。

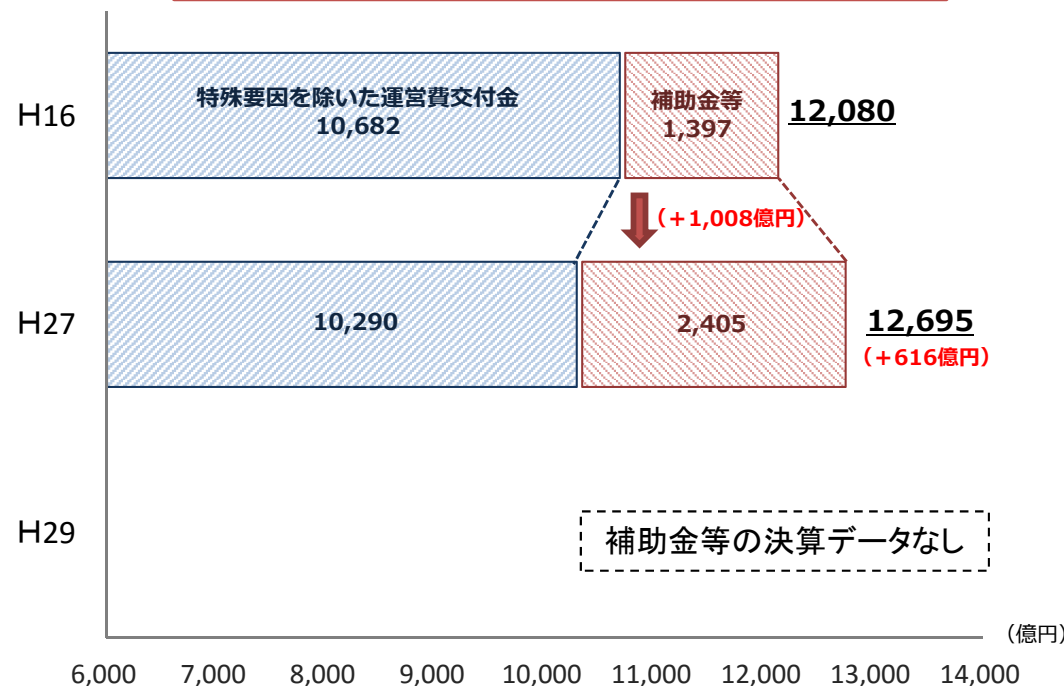
国立大学法人運営費交付金予算額（H16、27、29）

附属病院の赤字補填、退職手当の減を除けば ▲434億円（H16→29）



国立大学の教育研究活動に対する公的支援（H16→27）
（国立大学法人運営費交付金＋補助金等）

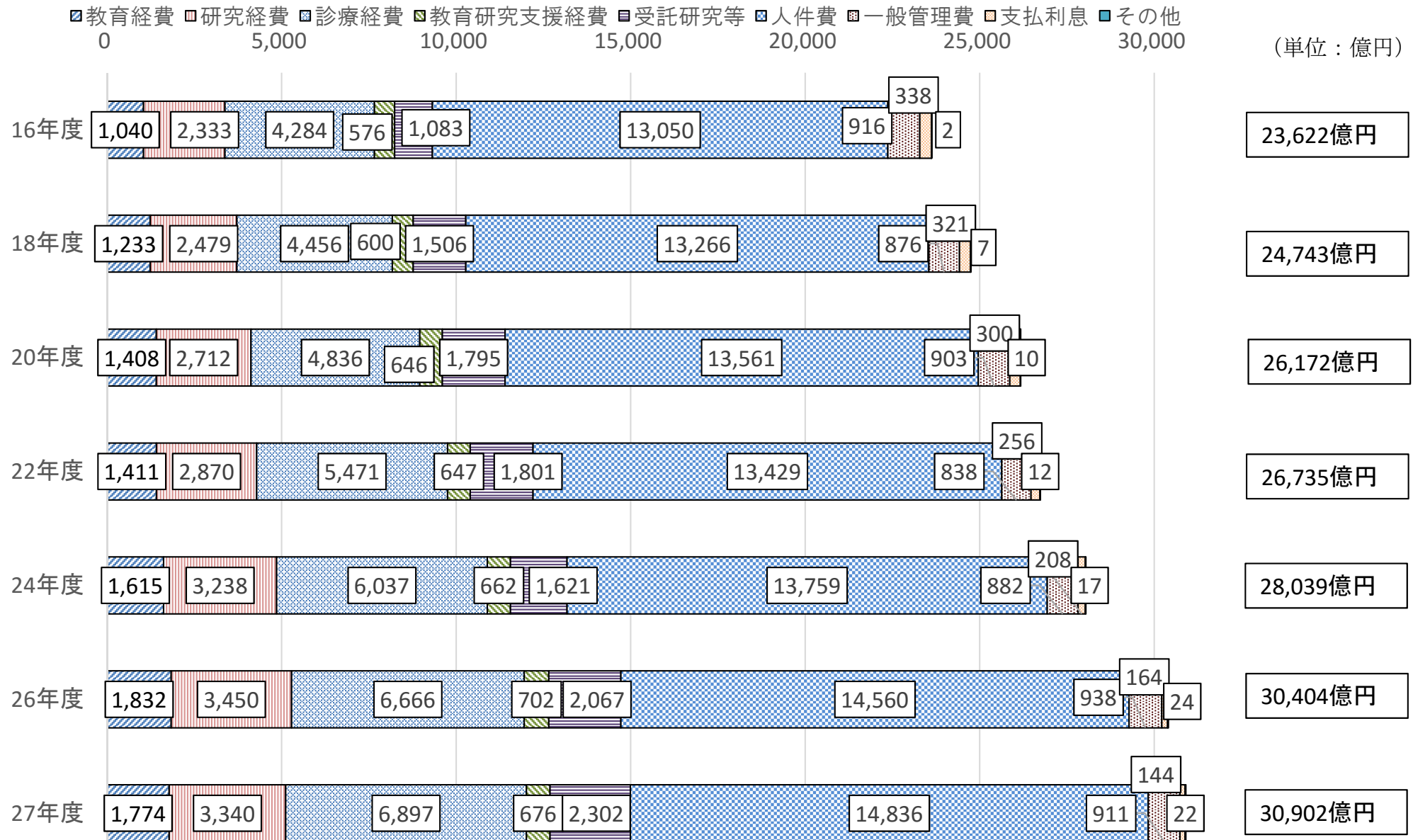
補助金等を加えれば合計 +616億円（H16→27）



(注) 上記は、国立大学法人運営費交付金の予算額（附属病院の赤字補填と退職手当の減を除いた額）と国立大学に対する補助金等を加えた金額。なお、補助金等については、国立大学に対する予算額は把握できないため、各国立大学の決算報告書等に記載されている決算額を使用。

② 国立大学法人の事業費推移

○ 法人化以降の国立大学法人の事業費は着実に増加している。



(出典) 国立大学法人財務諸表

③-1 国立大学の教員（学生数と教職員数の推移）

○ 法人化した平成16年度以降、国立大学の学生数は▲1.5万人減少しているが、教職員数は約2.9万人増加。その結果、教員一人当たりの学生数は、他の先進国の平均を下回っている。

国立大学の学生数及び教職員の推移

(単位：人)

年度	学生数		本務教員数		本務職員数	
		対前年度増減		対前年度増減		対前年度増減
16年度	624,389	－	60,897	－	55,545	－
26年度	612,509	▲ 2,274	64,252	1,034	75,556	4,045
27年度	610,802	▲ 1,707	64,684	432	78,034	2,478
28年度	610,401	▲ 401	64,771	87	79,273	1,239
29年度(速報値)	609,428	▲ 973	64,479	▲ 292	80,823	1,550
対16年度増減		▲ 14,961		3,582		25,278

(出典) 文部科学省「学校基本調査」

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	G 5 平均	OECD平均
教員一人当たり学生数（人） （日本は常勤(本務教員)のみで算出）	9	14	16	12	18	14	15

(注1) 日本はH27年度学校基本調査の国立大学の値。

(注2) アメリカは短期を含む全高等教育段階（2015年時点）。

(注3) 上記以外は、学士・修士・博士または同等レベルのもの（2015年時点）。

(出典) 文部科学省「学校基本調査」及びOECD「図表で見る教育（2017）」

③-2 国立大学の教員(若手教員のあり方①)

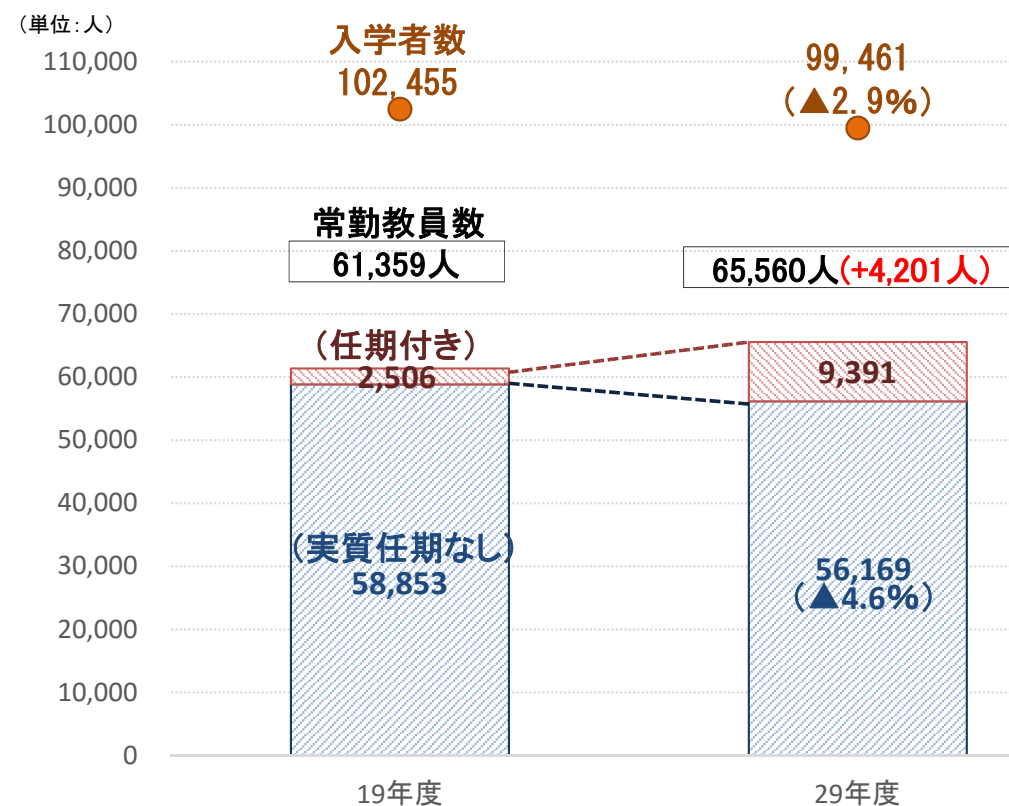
- 40歳未満の教員について、「任期付き」が増加し、「任期なし」が減少しているとの指摘がある。
- しかしながら、教員の雇用や任期の判断が効果的になされてこなかったのではないか。
- また、入学者が減少している中で、常勤教員数を増加させていることから、40歳未満の「実質任期なし」を改善させる余地があったのではないではないか。

教員の業績評価の活用状況

業績評価結果を判断材料としている主な項目	活用している割合
① 賞与・報奨金等	67%
② 給与	58%
③ 評価が悪かった教員に対する指導	51%
④ 学内・研究所内の表彰等	21%
⑤ 教員の基盤的研究費の配分	18%
⑥ 昇任	17%
⑦ 雇用継続・任期延長の判断	4%

(注) 国立大学の約95%が教員の業績評価を実施
(出典) 文部科学省委託調査「研究者等の業績に関する評価に関する調査・分析報告書(三菱総合研究所)」
(平成26年度)

常勤教員数



(注) 「実質任期なし」教員数は、「任期なし」教員に再任を前提とした「任期付き」教員を含めた人数。
(出典) 文部科学省調査

③－3 国立大学の教員(若手教員のあり方②)

○ 加えて、40歳以上の「実質任期なし」の教員数を増加させるような人事政策(定年延長、40歳以上の採用)をとってきたことや社会全体が高齢化していることをどのように考えるか。

定年延長

(単位:大学)

定年 年齢	15年度	16年度	19年度	22年度	25年度	29年度
61歳	1					
62歳	1	2				
63歳	28	25	24	18	10	9
64歳			2	3		
65歳	55	58	59	64	75	76
66歳						
67歳	1	1	1	1	1	1

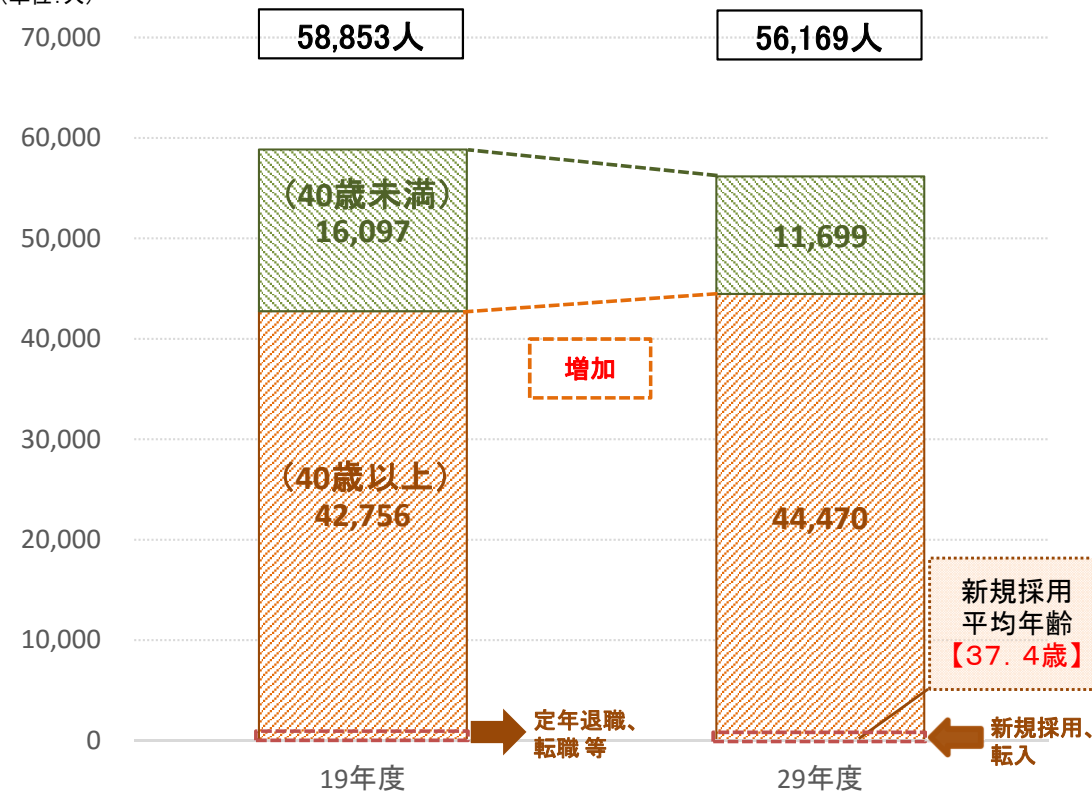
(出典) 文部科学省調査

常勤教員のうち「実質任期なし」教員数

40歳未満の「任期なし」が減少しているが、

- ・ 退職補充の際に、40歳以上の任期なし教員の採用比率が高い可能性があること、
- ・ 社会全体として高齢化が進んでいることをどう考えるか。

(単位:人)

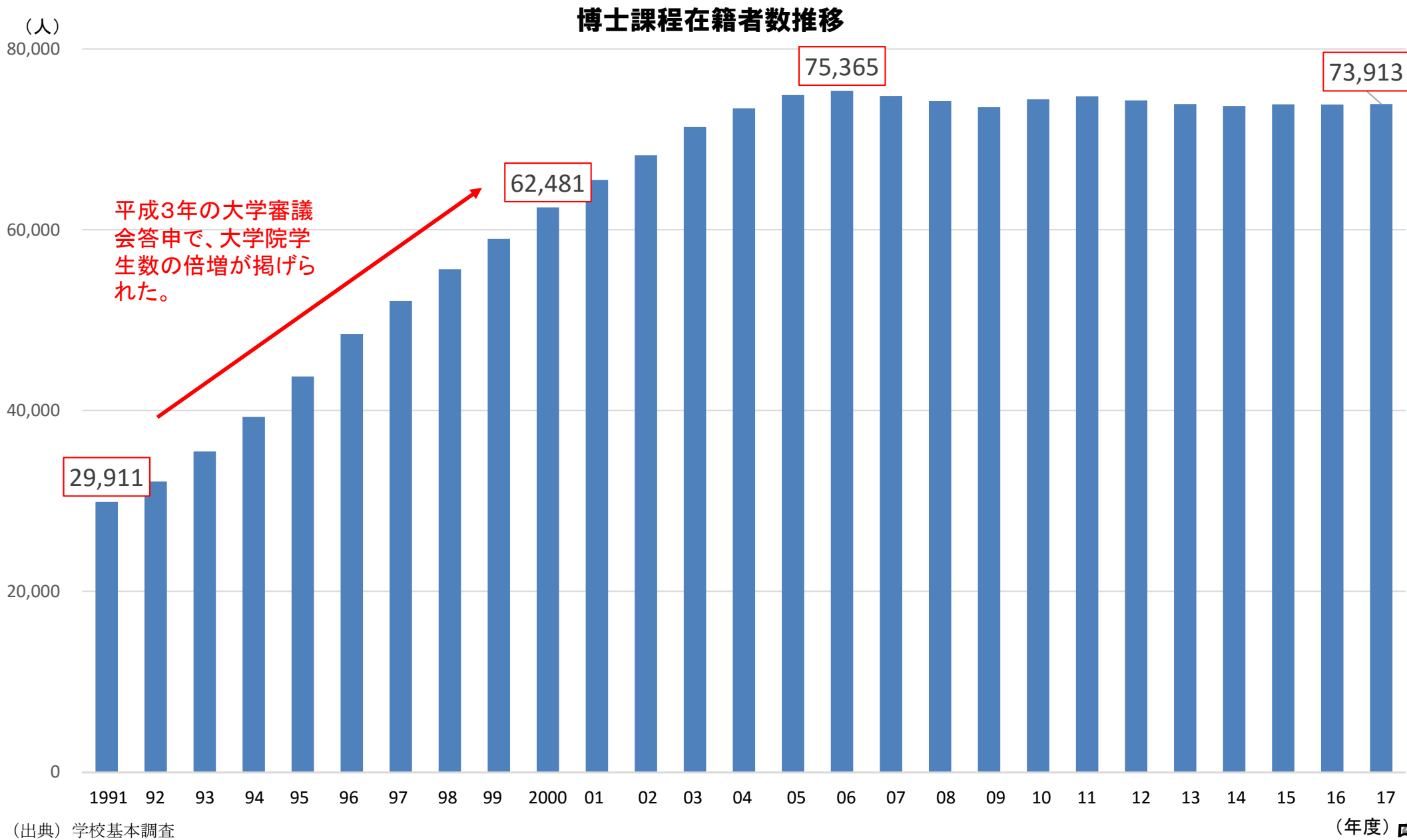


(注) 「実質任期なし」教員数は、「任期なし」教員に再任を前提とした「任期付き」教員を含めた人数。

(出典) 文部科学省調査

④－１ 博士課程（博士課程の在籍者数の推移）

○ 博士課程の進学者数は減少していると言われるが、1990年代以降に大幅に増加した後の高止まり状態の中での微減。



④－２ 博士課程(博士の評価)

- 我が国の大学院教育、特に博士課程の成果について、市場において適正な評価がなされていないか、教育・研究内容について社会が求める必要な役割を果たしていない可能性があるのではないか。

日本における初任給の水準(年額、修了課程別)

学士	修士	博士
約253万円	約274万円	約292万円

約1.15倍

米国における初任給の水準(年額、修了課程別)

学士	修士	博士
約460万円	約564万円	約734万円

(1\$ = 110円換算)

約1.6倍

(注1) 米国における初任給は、各分野の平均初任給(ボーナス等除く)の単純平均により算出した。

(注2) 日本における初任給の年額は、平均初任給(月額)の12か月分とした。

(出典) 一般財団法人労務行政研究所「2017年度 新入社員の初任給調査」、National Association of Colleges and Employers「Salary Survey」

検討の方向性:若手研究者の処遇

- 国立大学法人運営費交付金に補助金等を加えた国立大学法人への公的支援額は、法人化以降拡大し、国立大学法人の事業費も着実に増加している。
- 若手教員の処遇について、一定の流動性を確保することは、オープンイノベーションを推進するために必要であるが、各大学において、改善が必要な場合には、
 - ・ 雇用や任期の判断が効果的になされていない可能性、
 - ・ 全体として常勤教員を増加させてきており、その中で、40歳未満の「実質任期なし」を改善させる余地があった可能性、
 - ・ 定年延長等により、40歳以上の「実質任期なし」教員を増加させる人事政策をとってきた可能性を考えれば、これらを見直すことで、改善することは可能ではないか。
- また、博士人材の確保のためには、修了後を見据え、
 - ・ 大学側において、社会のニーズにあった教育・研究への見直し、
 - ・ 企業側においても、博士人材の適正な評価といったことが必要ではないか。

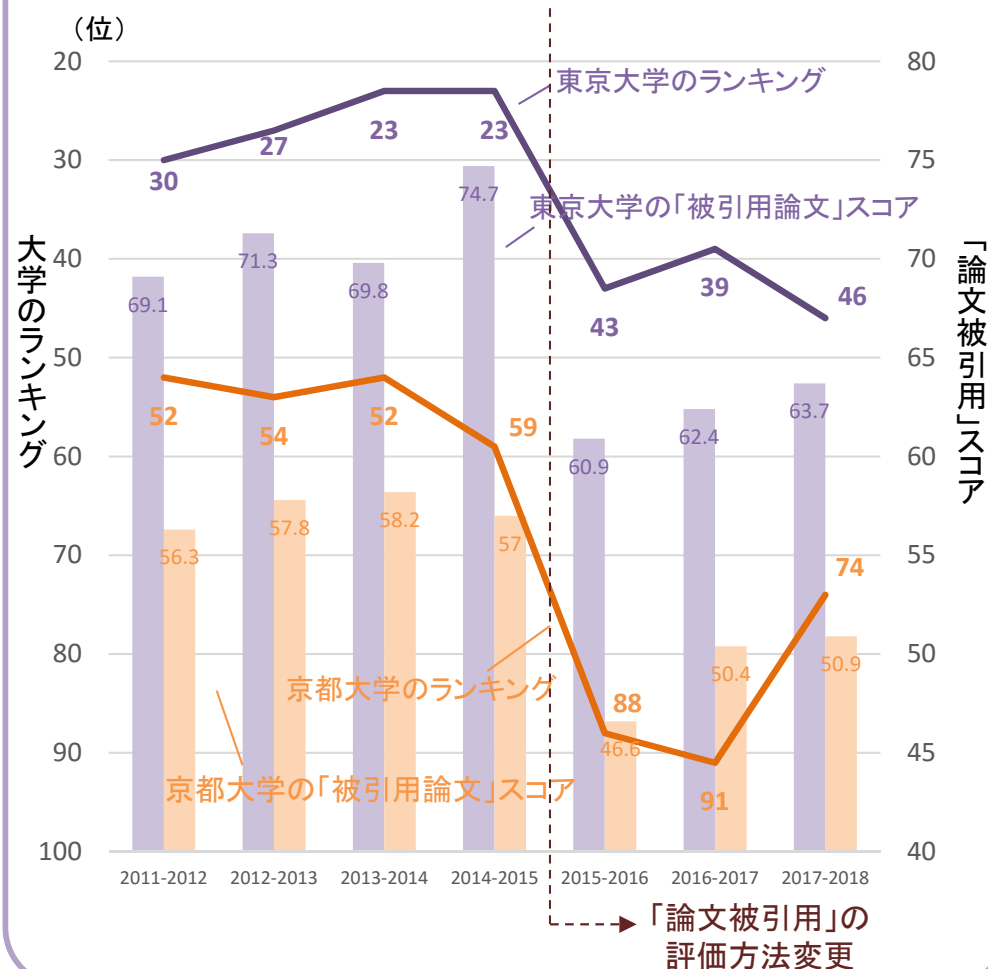
論点4－(3) 高等教育 ＜大学競争力＞

- 大学の競争力強化に向けて基盤的経費・競争的資金のあり方について、どのように考えるか。

世界大学ランキングから見た日本の大学

- 国立大学法人運営費交付金の減少がランキングの低迷をもたらしているとの指摘がある。
- 日本の大学の世界ランキングの低迷は、評価方法の変更(2014年)^(注)により、「論文被引用」のスコアが低下したこと等によるものである。^(注)これまで論文被引用に対する言語や文化などの国情の影響に配慮して国補正を行っていたが、その補正を半分に減らした。

東京大学・京都大学の世界大学ランキング、
「論文被引用」スコアの推移



世界大学ランキング上位校及び東京大学・京都大学の
評価スコアの内訳の比較

2014-2015

	ランキング	総合スコア	教育	研究	論文被引用	産業界からの収入	国際性
オックスフォード大学	3	93.2	88.6	97.7	95.5	72.9	90.7
スタンフォード大学	4	92.9	91.5	96.7	99.1	63.1	69.0
カリフォルニア大学バークレー校	8	89.5	84.2	96.7	99.1	44.8	58.5
東京大学	23	76.1	81.4	85.1	74.7	51.2	32.4
京都大学	59	62.8	70.4	68.4	57.0	73.3	29.0

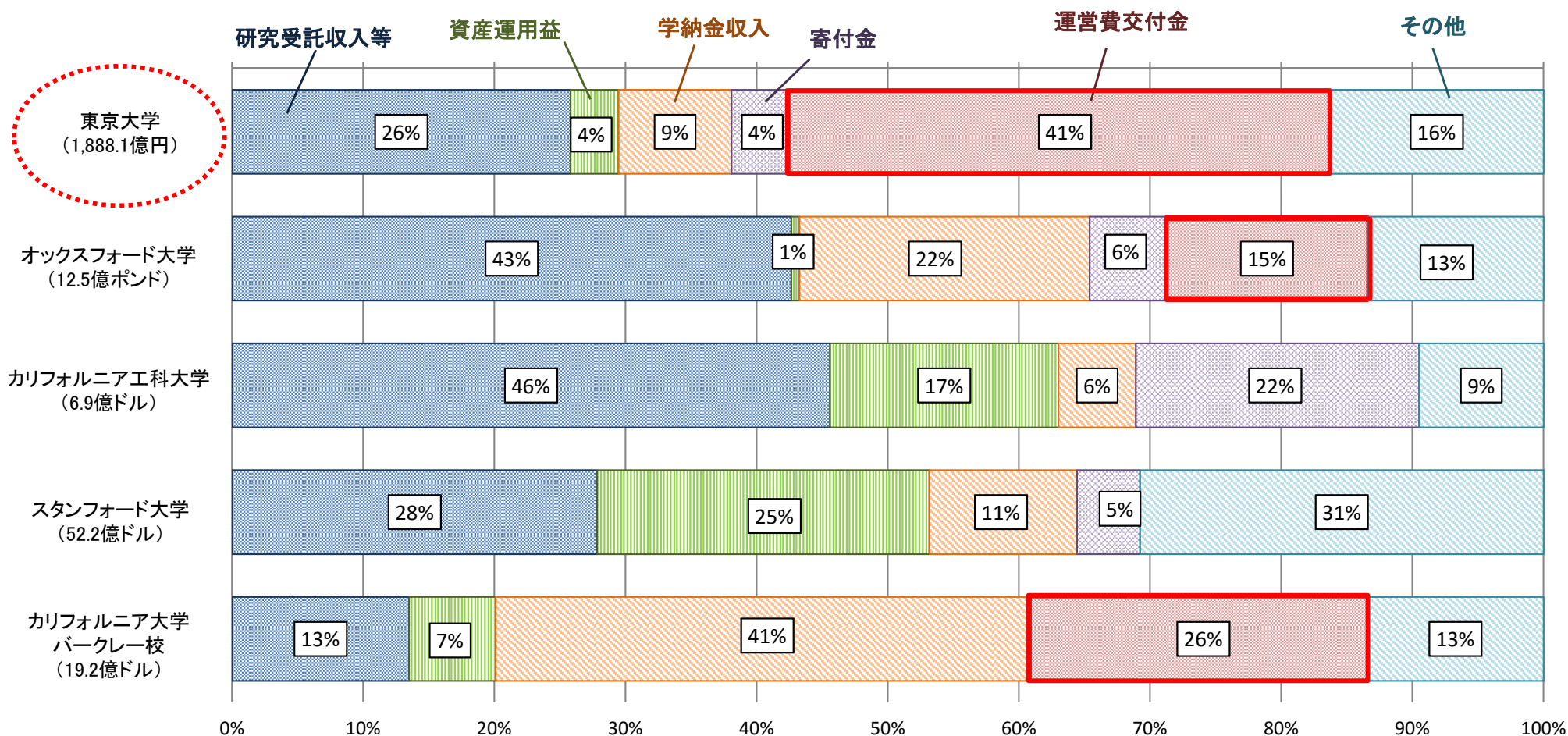
2017-2018

	ランキング	総合スコア	教育	研究	論文被引用	産業界からの収入	国際性
オックスフォード大学	1	94.3	86.7	99.5	99.1	63.7	95.0
スタンフォード大学	3	93.0	89.1	96.7	99.9	60.5	77.6
カリフォルニア大学バークレー校	18	84.3	77.4	84.5	99.8	37.5	64.5
東京大学	46	72.2	79.5	85.2	63.7	52.7	32.2
京都大学	74	64.9	71.8	78.6	50.9	93.8	28.8

① 世界大学ランキング上位校の収入構成

○ 世界大学ランキング上位校は、多様な財源により運営されている。

◆ 世界大学ランキング上位校及び東京大学の事業収入構成の比較



(注1) 事業収入構成の比較対象校については、Times Higher Education World University Rankings (2017-2018)における上位校に加え、州立大学であるカリフォルニア大学バークレー校を東京大学と比較した。

(注2) 大学部門のみの収入で比較しており、病院部門を含まない。

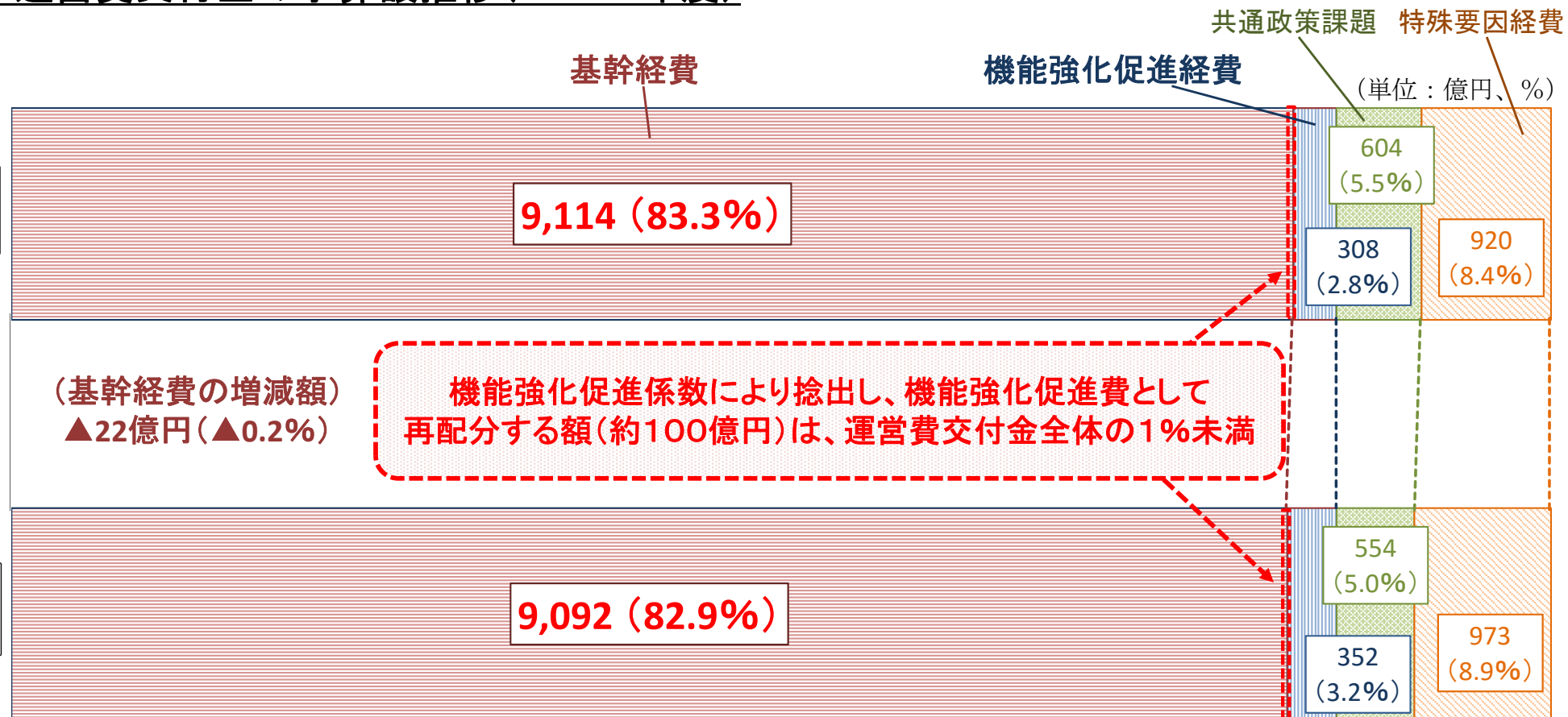
(注3) 東京大学の研究受託収入等は、科学研究費補助金が含まれる。

(出典) University of Oxford “Financial Statements 2015/16”(2016年12月)、California Institute of Technology “Financial Statements”(2017年1月)、Stanford University “Annual Financial Report”(2016年8月)、University of California, Berkeley “Annual Financial Report 2015-16”(2017年2月)、東京大学 平成27年度決算の概要について(2016年7月)

②－1 国立大学法人運営費交付金(予算構造)

- 国立大学法人運営費交付金の80%強を占める基幹経費は、機能強化促進係数による削減(全体額の1%未満)がある一方で、機能強化促進経費からの組替(基幹経費化)による増等により、割合に大きな変化はない。

◆ 国立大学運営費交付金の予算額推移(28→29年度)



(注1) 基幹経費▲22億円の内訳：機能強化促進係数による削減(▲95億円)、基幹経費からの組替(基幹経費化)(+53億円)、授業料減免枠の拡大(+13億円)

(注2) 29年度の機能強化促進経費については、前年度との比較をするうえで、便宜上、新設補助金(45億円)を含めて計上。

- (参考)・基幹経費：人件費や光熱水料など、教育研究を実施するうえで必要な経費
 ・機能強化促進経費：各大学の機能強化の方向性に応じた重点支援を実施するために必要な経費
 ・共通政策課題：高等教育に関する共通政策課題に対応する取組への支援に必要な経費
 ・特殊要因経費：教職員の退職手当・移転経費等

②－２ 国立大学法人運営費交付金(配分状況)

- 各国立大学の機能強化の方向性に応じた重点支援の再配分は、国立大学法人運営費交付金の全体額から特殊要因経費(毎年度所要額が異なる義務的要素を含む経費)を除いたベースで比較してみると、1%未満がほとんど。

【運営費交付金(特殊要因除き)の増減上位・下位】

(単位:百万円)

順位	大学名	28予算額	29予算額	対前年度	
				増減額	増減率
1	A大学	1,169	1,202	33	2.8%
2	B大学	6,300	6,416	116	1.8%
3	C大学	6,148	6,252	103	1.7%
4	D大学	8,543	8,686	144	1.7%
5	E大学	2,769	2,813	44	1.6%
82	F大学	8,896	8,787	▲ 109	▲1.2%
83	G大学	4,280	4,213	▲ 66	▲1.5%
84	H大学	11,824	11,577	▲ 247	▲2.1%
85	I大学	8,922	8,726	▲ 196	▲2.2%
86	J大学	9,882	9,511	▲ 371	▲3.7%

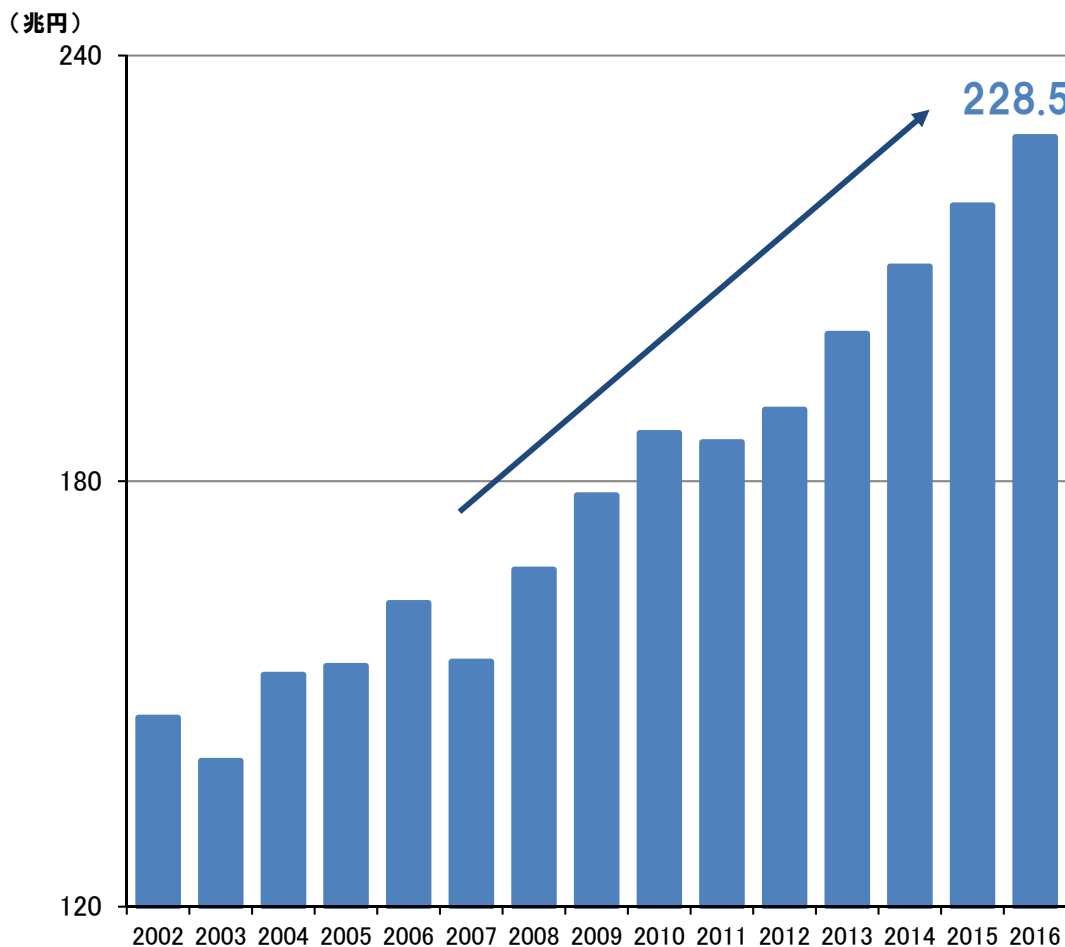
【同交付金の増減分布】

28⇒29年度 増減率	大学数
2.5%～	1
2.0%～2.5%	0
1.5%～2.0%	4
1.0%～1.5%	5
0.5%～1.0%	15
0.0%～0.5%	21
▲0.0%～▲0.5%	21
▲0.5%～▲1.0%	13
▲1.0%～▲1.5%	2
▲1.5%～▲2.0%	1
▲2.0%～▲2.5%	2
▲2.5%～	1

③ 産学連携の深化

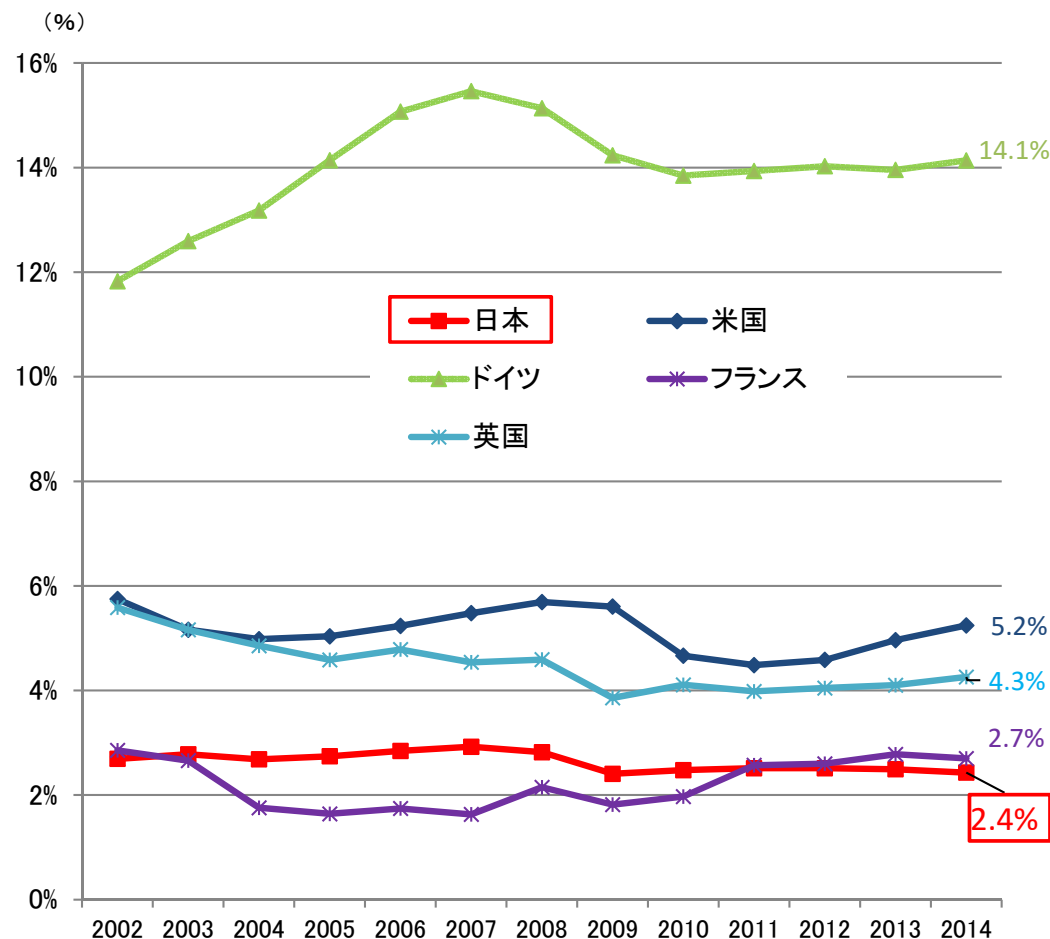
- 最近の好業績を受けて、企業の保有する現預金等は増加し過去最高水準にあるが、大学における企業負担の研究開発費の割合は低迷しており、諸外国と比べても低水準にとどまっている。
- 社会のニーズへの対応等の観点からも、産学連携の深化は重要な課題であり、「未来投資戦略2017」等では、2025年までに大学等への企業の投資額を2014年の水準の3倍とする、とされている。

企業の保有現金等の推移



(注) 保有現金等は、現金・預金と有価証券(流動資産)の和
(出典) 財務省「法人企業統計調査」

大学における企業負担研究開発費の割合



(出典) 文部科学省 科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2017」

検討の方向性:大学競争力

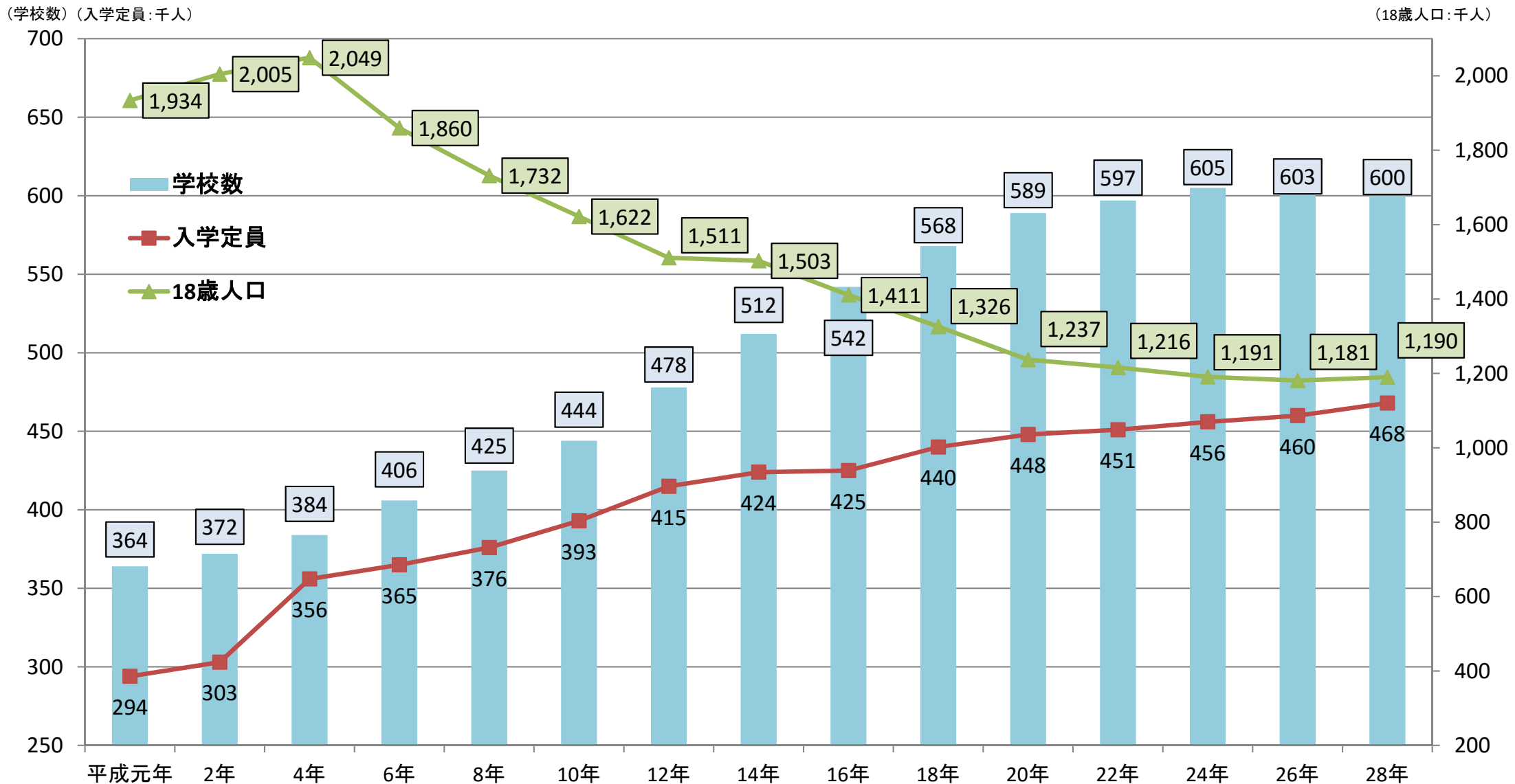
- 競争力の向上は、国立大学法人運営費交付金だけに頼るのではなく、世界ランキング上位校と同様に、財源の多様化によって実現していくことが可能ではないか。
- 国立大学法人運営費交付金等の予算の配分や使い方を改善させることで、研究開発の質や効率性を高める余地（P72参照）があるのではないか。このため、配分基準の見直しを行うべきではないか。
- また、産学連携の深化は、高等教育機関の教育・研究を社会のニーズにあったものとしていく観点からも重要ではないか。そのため、マッチングファンドの仕組みの活用や、大学のマネジメント機能の改善を進めるべきではないか。

論点4－(4) 高等教育 ＜私学助成＞

- 私立大学については、定員割れ大学の助成額が増加している中で、教育成果をどのように予算配分に反映させつつ、教育の質を向上し、経営を改善していくべきか。

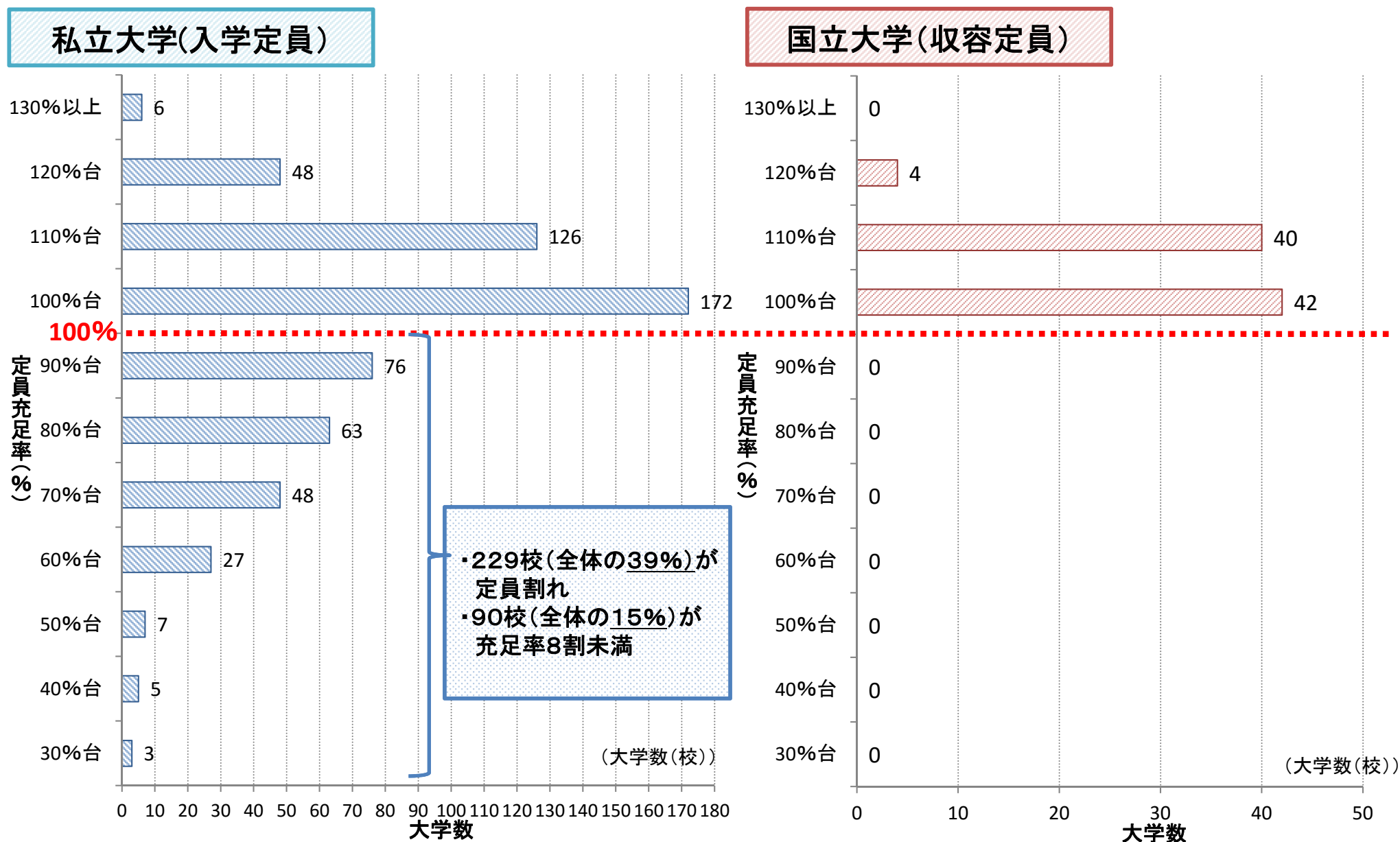
① 私立大学の学校数と入学定員推移

○ 18歳人口が減少する中、私立大学の入学定員は増加している。



②ー1 定員割れ大学(私立・国立の比較)

○ 私立大学は、定員割れの大学が約4割を占める。



(注1) 私立大学は入学定員充足率(入学者数/入学定員数)、国立大学は収容定員充足率(学生数/収容定員数)。

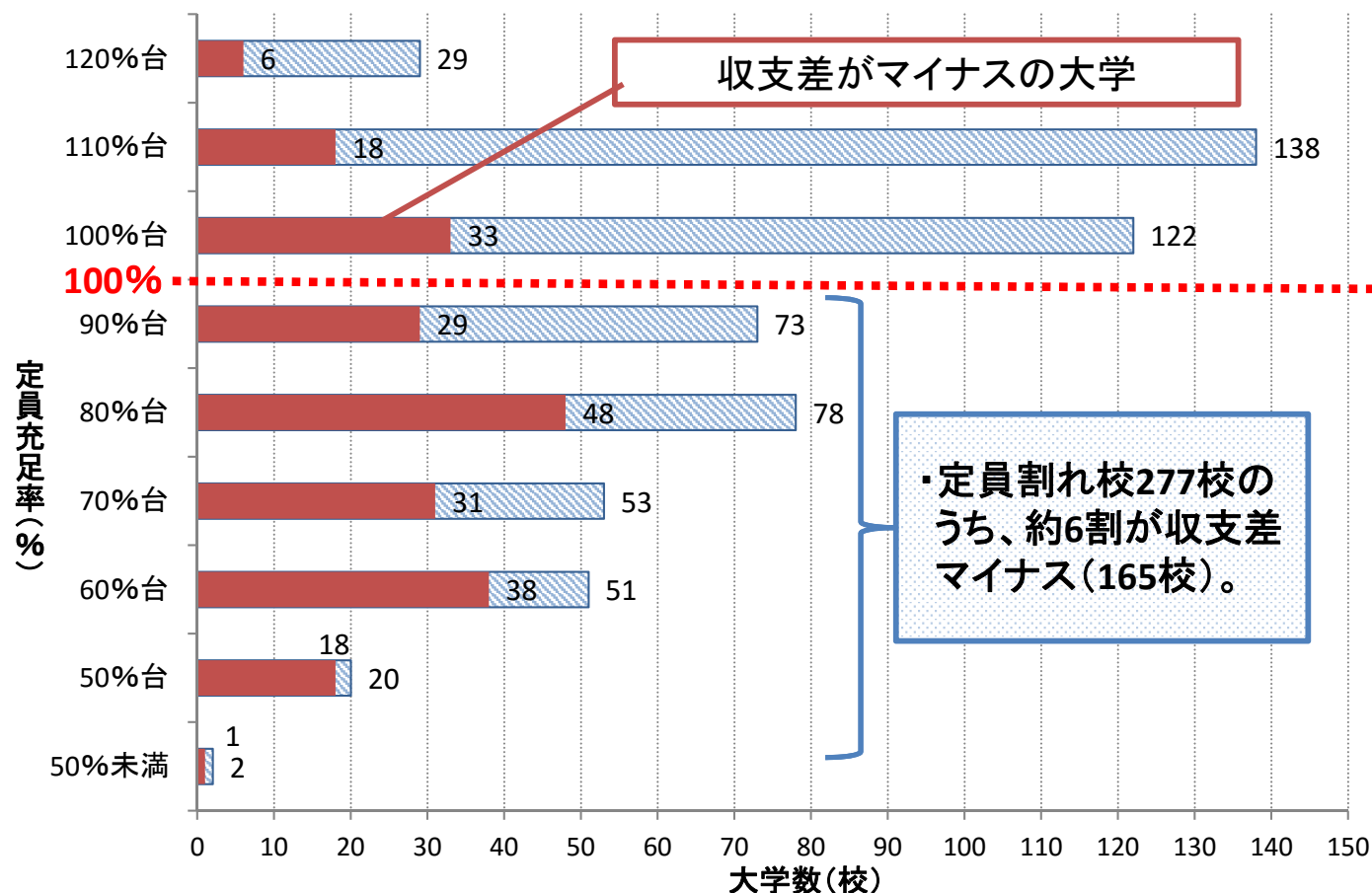
(注2) 株式会社が設置する大学、通信教育部のみ設置する大学、募集停止の大学は集計外。

(出典) 文部科学省調べ、日本私立学校振興・共済事業団「平成29年度私立大学・短期大学等入学志願動向」

②-2 定員割れ大学(私立大学の定員充足率と収支状況)

- 定員割れの大学では、財務状況（帰属収支差額比率）がマイナスの大学が約6割を占める。
- 私立大学全体の帰属収支差額の合計は、約1,200億円であるが、定員割れ大学の帰属収支差額は、約200億円のマイナスとなっている。

私立大学(収容定員)



定員充足・定員割れ大学の帰属収支差額

区分	学校数	帰属収支差額
定員充足	289校	1,394億円
定員割れ	277校	▲199億円
合計	566校	1,195億円

(注1) 「定員割れ校」は、学部生の収容定員充足率(学生数/収容定員数)が100%未満の大学

(注2) 帰属収支差額比率とは、学校法人の負債とならない収入である帰属収入から消費支出を差し引いた差額(帰属収支差額)が収入全体の何%に当たるかを見る指標。出資(株式)の概念がなく、また、国公立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地・校舎等の新たな取得や高度化、設備の向上など教育研究の充実に必要な資産相当額を資本(基本金)として帰属収入の中からあらかじめ確保しなければならないため、基本金組入れ相当の帰属収支差額が必要となる。(文部科学省「学校法人の経営等に関する参考資料」より引用)

(出典) 財務省「平成29年度予算執行調査 私立大学等経常費補助(定員割れ私大等への助成等)」を財務省において分析したもの。その他、「学校法人の経営等に関する参考資料」等文部科学省資料

教育再生実行本部 第十次提言（抜粋）
（平成 30 年 5 月 17 日 自由民主党 教育再生実行本部）

※下線は原文と同様

I. 検討の背景 ～今、わが国の大学が直面する変化と危機～

1. 高等教育改革を議論する上で踏まえるべき時代背景

<大学経営>

- ・毎年度拡大する税収を元に、戦後からある時期まで国立学校特別会計は一貫して増加している傾向にあった。
- ・増加する 18 歳人口、それが横ばいになった後も上昇する大学進学率によって、大学全体としては学生を確保しやすかった。また、過去数十年間、国公私ともに授業料を上げ続け収入を確保することができたのである。その一方で、欧米の大学は、授業料の値上げのみならず、寄付や産業界との共同研究の拡大によって大学の収入源の多様化を進めてきた。しかしながら、わが国の大学の資金源は、国立大学は運営費交付金、私立大学は授業料収入に依存しており、大学経営の基盤の多様化が進んでいない。
- ・一方で大学の経営を担うべき執行部は、基本的に大学でのキャリアしか持たない教員や職員によって構成されており、そのような組織においては「自ら収益をあげる」という意識が生まれにくい。いわば、経営と教学が一体化している日本の大学においては、マネジメントの力によって、自らの力で研究と教育の高度化と成長を達成しようとするムーブメントが生まれにくいのである。
- ・こうした時代背景の変化を踏まえ、いまこそ、大学の持つ価値を最大化しつつ収益を上げ、教育の質を向上させ、経営を効率化させる人材が大学で活躍できるようなガバナンス改革や経営力の強化が喫緊の課題となっている。
- ・ガバナンス改革や経営力の強化を行う際には、大学がいまや教育・研究・社会貢献を担う「知識産業」へと脱皮していくことが必要となっていること、イノベーションの実現という観点から産業社会に積極的に関わっていく拠点として機能させることを、関係者が十分踏まえた上で行われるべきである。

5. 教育面における主な課題

- ・わが国の大学教育に対する国民の満足度は必ずしも高いものとはなっていない。また、卒業生を受け入れる社会のニーズと大学が教育面で特に注力している点としては、特に「チームで特定の課題に取り組む経験をさせる」、「理論に加えて、実社会とのつながりを意識した教育を行う」といった項目においてギャップがあるとのデータも過去存在しており、社会のニーズに大学教育が十分に応え切れているとは言えない状況にある。

- ・特に今後、Society5.0に対応する観点からは、特定の専門性を備える人材のみならず、文理の融合やIoTに対応した人材、分野を超えた幅広い俯瞰力と独創力を備えた人材の育成など、従来の組織の枠や手法を超えた教育改革を行っていかなければならない。そうした危機意識を持って、各大学は組織の見直しなどに取り組むことが求められている。

- ・さらに、わが国の大学生の学修時間が十分でないという課題もある。米国の大学生と比較すると学修時間が短いという現状や、わが国の大学の高い卒業率などは、国民から大学教育の成果に対する疑問を生じさせており、教育方法の改善や積極的な情報公開などを通じてその疑念を払拭する必要がある。

6. 研究面における主な課題

- ・わが国の研究費は研究者一人当たりの平均で見れば減少していないが、運営費交付金が減少し、その分だけ競争的資金が大型の研究大学に集中したために、研究力の幅広い苗床となる地方国立大学の研究者の研究費は危機的と言えるほど少額になっている。さらにはわが国の研究者の研究時間が減少しているとのデータが存在することは、危機感を持って捉える必要がある。また、優秀な学生が博士課程に進学しなくなっているという現実、優秀な若手研究者が十分に力を発揮できる環境が整っていないという分析があるなど、人材を巡る懸念もたびたび指摘されていることには留意する必要がある。
- ・論文数のシェアについても、1990年代頃をピークに、国際的シェアの低下が顕著となっており、歯止めがかかっていない。シェア低下の要因を的確に分析し早急に必要対策を講じる必要がある。
- ・さらに、世界の研究ネットワークの中で、わが国のポジションが相対的に低下しており、優れた頭脳が循環するという国際的な流れに出遅れていることがデータから裏付けられている。最先端の研究は、国際共同研究が主導しているという指摘もあり、わが国の大学は研究面においても、大きな危機に直面していると言える。

7. 財政面の主な課題

- ・こうした大学の教育研究を支える財政面についても大きな課題がある。諸外国、特に中国が、近年多額の国家資金の投入を図りながら、高等教育機関の機能強化を図る中で、わが国は厳しい財政状況に直面していることから、公費である国立大学法人運営費交付金、私学助成等の大幅な増加が難しく、これらが右肩上がりで上昇するという状況とはなっていない。
- ・一方、欧米諸国に目を転じれば、公財政の逼迫する中で公的資金の大学への投入を減らしている国もあるが、そうした中においても減少を補って余りあるほどの民間資金が大学へと流入している国も存在する。一方、わが国の大学は、諸外国の大学に比べて、特に、寄附金や産学連携収入など、財政基盤の多様化が十分に進んでいない状況にある。

- ・以上のようにわが国の大学の財政は非常に脆弱であり、諸外国と対等な競争が可能な財政基盤をどのように確立していくかは、緊急かつ必須の課題である。

Ⅱ. 今後目指すべき高等教育の役割分担と規模

1. 検討の経緯と基本的な方向性

- ・（略）大学等の改革が進むことを前提として、政府は、基盤的経費についても、大学等の活動をしっかりと支えられる水準の確保に努めるべきであると考える。

Ⅲ. 政府及び各大学等において対応が求められる具体的な方向性

3. 大学が財政基盤を確立し、教育研究を充実させるための経営力の強化

- ・大学に対する資源の投入量については様々な意見があるものの、厳しい財政状況の中であっても、大学が財政基盤を確立し、その教育研究の充実を進めていくためには、公的な資金以外の資金を積極的に獲得していくことが必要

- ・また、与えられた資源をより一層効率的・効果的に活用することも必要であり、特に国立大学については、個々の教員がそのパフォーマンスを最大化できるように、人事・給与システム改革を進め、努力した教員が報われる仕組みを確立することが必要

- ・私立大学においても、国立大学の取組等を参考にしつつ、人事・給与システム改革を進めていくことを期待

【課題】

- ・わが国の大学は、授業料収入を飛躍的に向上させることが困難な中で、寄附金の獲得や受託研究収入の増加など、必要とされる財政構造の多様化が進んでいない
- ・わが国の大学は寄附金集めの体制が確立しておらず、戦略性をもった寄附集めが行われていない。また、寄附金の額も運用に十分な規模を獲得できていない
- ・国立大学においては、寄附金集めと並行して、不動産の活用を促進することが必要であるが、そのための条件整備が十分ではないという指摘がある
- ・国立大学の人事・給与システム改革については、一定の進展が見られるが、年棒制の導入状況などを踏まえると、改革は道半ば

【対応の方向性】

- ・①大学の財政基盤を強化するとともに、②人事・給与システム改革を推進する。
- ・経済界等の意見も踏まえつつ、寄附税制や研究投資税制の改善等を通じて、個人や企業の大学に対する寄附や支出を促進する。各大学におけるオープンイノベーション体制の整備

を支援し、大学における企業群の受け入れを促進する。

- ・寄附金の規模の小さな大学の寄附金の運用のリスクを低下させるためにも、単独の大学の運用を超えて、複数の大学で財産を統合して運用することができる仕組みを整備する。

- ・国立大学の不動産運用について、障害となっている事項がないか検証し、有効活用を促進する。P F Iを活用した施設の更新など、民間資金を活用した取組を促進する。

- ・財政基盤を強化するための人材育成を進めるとともに、大学が、ファンドレイザーを配置することや、寄附金集めの戦略を立案することを支援し、優れた事例については積極的に評価・周知する。

- ・経営の自由度を高める観点から国立大学の授業料の在り方について検討する。

- ・研究成果の社会実装と収益の確保を進めるため、出資を通じた会社の設立を促進する。

- ・国立大学において、より一層、優れた人材に対する能力に応じた処遇や将来ともに流動性の高い研究環境を実現するには、人事・給与システム改革を断行する必要がある、年棒制導入等の取組を支えるための仕組みを検討すべきである。

- ・特に、全学的に卓越した教育研究を推進することを目指す国立大学については、運営費交付金の依存度を低減するために、民間資金を積極的に獲得することを政府も後押しするとともに、人事・給与システム改革を徹底的に進め、その進捗状況をメリハリある配分に活用する。

「恒久的な教育財源確保に関する特命チーム」 中間とりまとめ

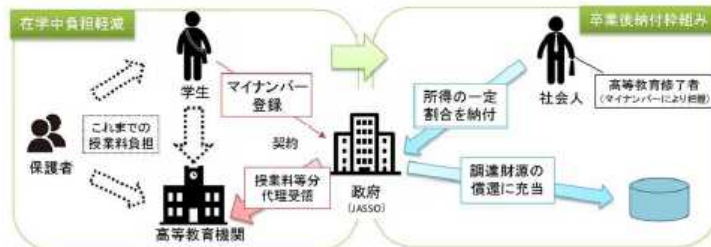
卒業後拠出金方式（J-HECS）の基本設計について

- 中間所得層の高等教育費の負担軽減を図る観点から、在学中の授業料・入学金を国が立て替え、卒業後に支払い能力に応じて所得の一定割合を納付する「卒業後拠出金方式（J-HECS）」を導入する
- 本制度により、高等教育費をこれまでの親負担から本人と社会の共同負担に転換し、家庭の経済力によらず18歳（新たな成人年齢）で自立する社会を実現するとともに、アクセスの機会均等、少子化解消を一層推進する

「人生100年時代・全世代型社会保障への転換～2020年以降を見据えて～」(平成29年11月24日 自由民主党政務調査会)において、「オーストラリアのHECS等諸外国の事例も参考として、更なるアクセスの機会均等について検討を継続する」とされたことを受け、基本設計を検討

基本的枠組み

- 学生が大学等への入学時にマイナンバーを登録することにより、授業料及び入学金相当分の支払いを国が立て替え、入学時及び在学中は授業料等の支払いを求めない又は大幅軽減
- 学生は卒業後、支払い能力に応じて所得の一定割合を納付



制度のメリット

- ① 一括で資金が必要となる入学時・進級時の授業料等の負担を軽減する
- ② 納付は将来の所得に応じた額とし、卒業後の負担感を軽減する
- ③ 渡し切りの給付と比べ少ない財政負担で中間所得層含む広い世帯が負担軽減の恩恵を受けられる
- ④ 社会人学び直しのためのリカレント教育でも利用可

対象・補助の在り方

- 対象となる学校種：大学、短期大学、高等専門学校（4・5年生）、専門学校、大学院
- 対象経費：授業料（国公立大学：約54万円、私立大学：70万円（又は88万円））＋入学金（約28万円）
- 所得制限：家計所得約1,100万円未満（有利子奨学金の所得基準）等
- 成績要件：進学意欲のある者
- 利用者負担：
 - ・利息や債務保証の利用者負担を求めることはしない
 - ・一定の制度利用料を利用者に求めることを検討する（P）

納付の枠組み

- 最低納付額：2,000円
- 納付開始年収：課税時点から ※非課税の場合は最低納付額を納付
- 納付率：課税所得（控除後の所得）の9%
- 納付期間：納付完了まで
※正規雇用の標準的収入の場合、約12年（国公立の場合）～20年（私立の場合）で納付完了

所要経費

- 当初所要額（利用対象者の約5割が制度を利用した場合）
約9,800億円／年
- セーフティネット（将来未納付分）
約270億円
- 利息（借入金（財政融資資金等）を財源とする場合の償還利息）
・低利の場合は100億円程度（利率0.1%程度）
・金利が上昇した場合は1,000～3,000億円以上（利率2%程度）

セーフティネット及び利息の補てん財源

- (1) 高等教育無償化に伴う無利子奨学金事業の縮減分
- (2) 制度利用料
- (3) 次世代の学生に対する支援
- (4) 税制改正
- (5) 高等教育進学率の上昇に伴う税収等の増加（社会的便益）

平成30年5月17日
教育再生実行本部
恒久的な教育財源確保に関する特命チーム

卒業後拠出金制度(J-HECS)の基本設計について(中間とりまとめ)

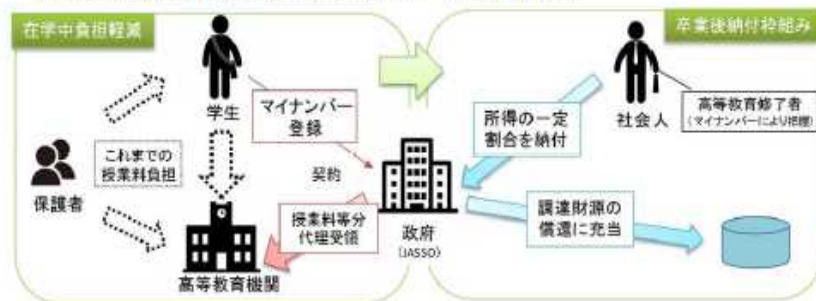
「人生100年時代・全世代型社会保障への転換～2020年以降を見据えて～」(平成29年11月24日 自由民主党政務調査会)において、「教育再生実行本部」等の場において、(中略)オーストラリアのHECS等諸外国の事例も参考としつつ、更なるアクセスの機会均等について検討を継続する」とされたことを受け、本チームでは卒業後拠出金制度(J-HECS)について精力的に検討を行い、以下の通り、基本設計についての中間とりまとめを行うものである。

1. 制度理念

- 高等教育費をこれまでの親負担から本人と社会の共同負担に転換し、家庭の経済力によらず18歳(新たな成人年齢)で自立する社会を実現する
- 将来低所得となった場合でも利用者や家族が破綻することがないような仕組みとすることで、負担感なく安心して利用できる制度を整備する
- 高等教育無償化措置の対象となる低所得層に加え、中間所得層(無償化措置の対象外)の負担軽減を図る観点から J-HECS を導入し、アクセス機会の均等及び少子化解消を一層推進する
- 人生100年時代の複線型ライフスタイルをサポートする

2. 基本的仕組み

- 学生が大学等への入学時にマイナンバーを登録することにより、授業料及び入学金相当分の支払いを国が立て替え、入学時及び在学中は授業料等の支払いを求めない又は大幅軽減
- 学生は卒業後、支払い能力に応じて所得の一定割合を納付



3. 制度のメリット

- ◎一括で資金が必要となる入学時・進級時の授業料等の負担を軽減する
- ◎納付は将来の所得に応じた額とし、卒業後の負担感を軽減する
- ◎渡し切りの給付と比べ少ない財政負担で中間所得層含む広い世帯が負担軽減の恩恵を受けられる
- ◎社会人学び直しのためのリカレント教育でも利用可

4. 対象・補助の在り方

- 対象となる学校種:
大学、短期大学、高等専門学校(4・5年生)、専門学校、大学院
- 対象経費:
授業料(国公立大学:約54万円、私立大学:70万円(又は88万円))+入学金(約28万円)
- 補助の在り方:
個人補助(奨学金を機関が代理受領し授業料に先充て)
- 所得制限:
家計所得約1,100万円未満(有利子奨学金の所得基準)等
- 成績要件:
進学意欲のある者
- 利用者負担:
利息や債務保証の利用者負担を求めることはしない
一定の制度利用料を利用者に求めることを検討する(P)
- その他:
・利用は希望選択制
・日本国籍を有する者又は永住者・定住者(奨学金と同様の対象者)

5. 納付の仕組み(現行無利子奨学金の所得連動型と同様)

- 最低納付額:
2,000円
- 納付開始年収:
課税時点から
※非課税の場合は最低納付額を納付
- 納付率:
課税所得(控除後の所得)の9%
※納付月額目安
年収200万円:約4,700円、年収300万円:約8,900円
年収400万円:約13,500円、年収500万円:約18,500円
※現行の奨学金の返還月額
私立大学自宅生(月額5.4万円×4年間)の場合:14,400円(15年間)

- 納付期間:
納付完了まで
※正規雇用の標準的収入の場合、約12年(国公立の場合)～20年(私立の場合)で納付完了
- 納付期間中に被扶養者となった場合の対応:
扶養者の所得を勘案して納付額を設定
- 徴収方法:
口座振替又は源泉徴収

※オーストラリア型HECSとの相違

	オーストラリア型 HECS	J-HECS
所得制限	なし	高所得者は対象外
納付開始年収	約370万円※	課税時点から
最低納付額	0円	2,000円
納付率	所得(控除後)の1～10%※	所得(控除後)の9%
被扶養者となった場合の対応	本人の所得のみで判断	扶養者の所得を勘案して納付額を設定

※2018年7月からの適用を目的に検討中

6. 所要経費

- 当初所要額:
約9,800億円/年(利用対象者の約5割が制度を利用した場合)
※私立大学の授業料分を70万円とした場合
- セーフティネット(将来未納付分):
約270億円(上記条件でシミュレーションした場合:回収率約97%)
- 利息(借入金(財政融資資金等)を財源とする場合の償還利息):
・低利の場合は100億円程度(利率0.1%程度)
・金利が上昇した場合は1,000～3,000億円以上(利率2%程度)
※私立大学の授業料分を88万円とした場合
・当初所要額:約1兆1,200億円
・セーフティネット:約520億円
・利息:約110～3,600億円

①当初所要額の財源を一般会計から措置する場合

- ・制度導入時:約9,800億円
- ・平年度時(※):セーフティネット分(約270億円)
※納付開始から概ね50～60年後(②も同じ)

②当初所要額の財源を借入金(財政融資資金等)で調達する場合

- ・制度導入時:借入金(財政融資資金等)で調達(一般会計は必要なし)
- ・返還開始時:利息分数億円～数十億円(利率による)
毎年度増加し、最終的には100～3,000億円以上
- ・平年度時(※):セーフティネット分(約270億円)

7. セーフティネット及び利息の補てん財源

セーフティネット及び利息の補てん財源については、下記(1)の財源を活用しつつ、(2)～(5)についても検討を行う。

(1)高等教育無償化に伴う無利子奨学金事業の縮減分

- ・2020年度から導入される高等教育無償化により、授業料減免及び給付型奨学金が大幅に充実することに伴い、無償化措置の対象者は無利子奨学金との併給を禁止又は制限し、現行の無利子奨学金の貸与規模が縮減することで生み出される財源を活用する。

(2)制度利用料

- ・J-HECS はこれまでの奨学金に加えて追加で利用できる制度であるため、利用に当たっては一定の利用料を徴収することとし、それにより生み出される財源を活用する。

(3)次世代の学生に対する支援

- ・卒業後の所得が上昇し授業料等相当額全額を納付した場合、一定期間追加で納付を求め、追加納付分を次世代の学生に対する支援に充てることで生み出される財源を活用する。

(4)税制改正

- ・個人所得課税の見直しの中で、所得再分配機能の回復等の観点から各種控除を総合的に見直す。

(5)高等教育進学率の上昇に伴う税収等の増加(社会的便益)

- ・最終学歴が高校卒業と大学・大学院卒業では、生涯賃金に約7,500万円の差があり、進学率の上昇による国民所得の増加、それに伴う税収及び社会保険料収入の増加によりもたらされる社会的便益を財源として活用する。

※社会的便益は個人税収等のみならず、生産性向上による法人税等の増加や失業率低下・犯罪減少等による社会の安定性への寄与の効果ももたらされる

8. 高等教育段階における経済的支援の全体像

・新しい経済政策パッケージに基づく高等教育無償化措置では、低所得世帯の子供たちに限って、授業料を無償化又は減免するとともに、学業に専念できるようにするため、学生生活を送るのに必要な生活費を賄えるよう給付型奨学金の支給額を大幅に増やすこととされている。

・全体として支援の崖・谷間が生じないよう、住民税非課税世帯に準ずる世帯に対して段階的な給付を行うとともに、中間所得層に対してはJ-HECSを導入することにより、配慮が図られることとなる。

・一方で、中長期的な視点に立って、低所得世帯と中間所得層との間の支援に係る公平性の観点や財源問題も含めた制度の持続可能性なども勘案しつつ、高等教育段階における経済的支援の全体像の望ましい在り方を検討することも重要である。

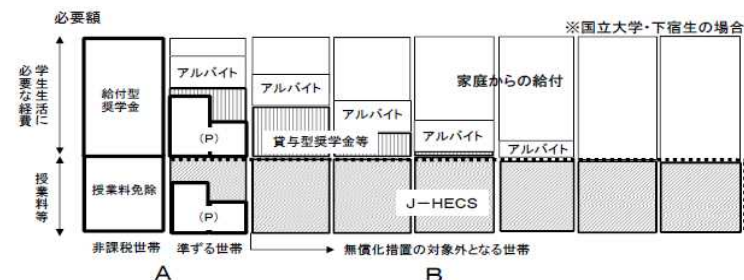
・その一つの考え方として、低所得世帯の学生には給付型奨学金を支給し、授業料・入学金については家計状況によらず全ての学生にJ-HECSを導入するといった制度設計も考えられる。

9. 大学改革

・卒業後拠出金方式(J-HECS)の導入及び高等教育の無償化による負担軽減が、単なる大学の延命・温存につながる事があってはならない。

・高等教育改革部会の提言とあわせて、社会構造や時代の変化に対応した大学改革を徹底的に断行し、質の保証・向上と高等教育費の負担軽減を一体的に推進する必要がある。

無償化措置の対象外にJ-HECSを導入する場合



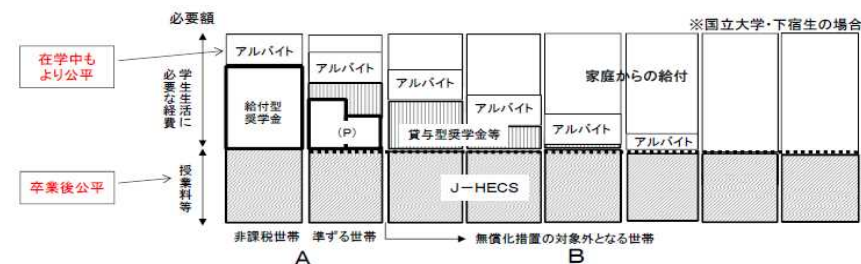
- 非課税の無償化対象世帯は卒業後の負担なし+アルバイトなし ⇔ 支援対象外世帯は卒業後奨学金返済+在学中アルバイト
- 非課税世帯の支援が手厚いため、支援の対象外となる中間所得世帯との間で逆差別・不公平が生じる
- 授業料を免除し生活費も全額支給することになると、高卒で働く者との公平性が問題

	無償化対象(非課税世帯)	準ずる世帯	400~500万円	500~600万円	600~700万円	700~800万円	800~900万円	900~1000万円
家庭からの給付	0円	(P)	45万円	60万円	80万円	90万円	100万円	110万円
不足額を全て賄った場合の貸与額(年額)	0万円	(P)	85万円	70万円	52万円	40万円	30万円	20万円
要返済総額	0万円	(P)	340万円	280万円	208万円	168万円	120万円	90万円

卒業後の負担に不公平

※ 無償化世帯及び準ずる世帯については、各種報道等を基に作成。
※ 家庭からの給付額は、家計調査年報をもとに、子ども二人通学しても赤字にならない額に設定。
※ 学生のアルバイト収入は、現状、親の世帯年収に問わず年間30万円程度(学生生活費より)。

高等教育無償化の全体像の望ましい在り方(授業料減免をJ-HECSに全て置き換える場合)



- 非課税の無償化対象世帯は卒業後の負担あり+アルバイトあり ⇔ 支援対象外世帯は卒業後奨学金返済+在学中アルバイト
- 非課税世帯の支援が手厚いため、無償化措置の対象外となる中間所得世帯との間で不公平を軽減する
- 授業料はJ-HECSにより在学中無償とし、生活費も一部アルバイトにより賄うことで、高卒で働く者との公平性の問題が緩和

	無償化対象(非課税世帯)	準ずる世帯	400~500万円	500~600万円	600~700万円	700~800万円	800~900万円	900~1000万円
家庭からの給付	0円	20~30万円	45万円	60万円	80万円	90万円	100万円	110万円
J-HECSと貸与型奨学金の合計額(年額)	54万円	60~70万円	85万円	70万円	54万円	54万円	54万円	54万円
要返済総額	216万円	240~280万円	340万円	280万円	216万円	216万円	216万円	216万円

卒業後の負担における不公平性の緩和

※ 無償化世帯及び準ずる世帯については、各種報道等を基に作成。
※ 家庭からの給付額は、家計調査年報をもとに、子ども二人通学しても赤字にならない額に設定。
※ 学生のアルバイト収入は、現状、親の世帯年収に問わず年間30万円程度(学生生活費より)。